

**第２期宮城県教育振興基本計画
第２次アクションプラン【令和５年度版】（案）について**

1 策定の趣旨

- ・ 第２期宮城県教育振興基本計画（以下「第２期計画」という。）に基づいて実施する具体的な事業の内容や期間，それらの実施により達成を目指す成果の数値目標等を示すため，令和３年３月に第２次アクションプラン（計画期間：令和３年度～令和５年度）を策定した。
- ・ 第２次アクションプランについては，P D C Aサイクルによる進行管理を行うため，毎年度改定することとしており，今年度実施された政策評価・施策評価や第２期計画の点検及び評価を踏まえ，令和５年度の新たな事業などを反映した【令和５年度版】を策定するもの。

2 第２次アクションプランの内容

- ・ 第１次アクションプラン（計画期間：平成２９年度～令和２年度）における主な取組の概要，成果・課題や目標指標の推移等を示した「第１次アクションプランの検証」を掲載。
- ・ 第２期計画における取組の方向性に基づき，３年間の「主な取組内容」及び年度ごとの「目標値」を掲載。
- ・ 基本方向ごとに，「主な事業の一覧表」を掲載するほか，令和５年度に特に注力する事業については，それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載。

3 第２次アクションプラン掲載事業

(1) 令和５年度掲載事業数 ３０７事業（うち新規事業 １４事業）

※令和４年度掲載事業数 ３００事業

※再掲事業及び終了事業を除く

<内訳>

- ・「新・宮城の将来ビジョン実施計画」掲載事業 １３７事業
 - ① 新・宮城の将来ビジョン推進事業 １１９事業
 - ② 復興・サポート事業 ２７事業
 - ③ 共通事業（①かつ②） ９事業
- ・「第２次アクションプラン」のみ掲載事業 １７０事業

(2) 令和５年度当初予算額 ５８,６３６,８１１千円（再掲事業除く）

※ 令和４年度当初予算額 ５７,７１７,６５３千円（再掲事業除く）

（前年度比較：＋９１９,１５８千円）

第２次アクションプラン【令和５年度版】（案）新規事業一覧（１４事業）

【凡例】
 ☆：令和５年度、特に注力する事業
 <新・宮城の将来ビジョン実施計画>
 ◎：新・宮城の将来ビジョン推進事業
 [復サ]：復興・サポート事業

掲載箇所	区分	事業名	事業概要	R5当初 予算額 (千円)	担当課室
基本方向２ 健やかな体の育成					
① P. 29	09 ☆ ◎	体力・運動能力向上センター事業 新規	巡回指導員や地域センター指導員による巡回指導や、教員の意識の高揚と授業力向上を目的とした研修等の各事業を系統的に展開し、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。 <令和５年度の主な取組> ・センター巡回指導員による教育委員会及び学校訪問 ・地域センター員による学校訪問 ・体力・運動能力センター運営会議 ・体力・運動能力向上に関する講習会 ・健康・体力づくり研修会 ・体力・運動能力調査の分析と検証 ・Web運動広場の拡充	14,300	保健体育安全課
基本方向３ 確かな学力の育成					
① P. 36	10 ☆ ◎	地域進学重点校改革推進事業 新規	地域進学拠点重点校10校において地域課題や魅力に着目した探究活動を実施し、生徒の学力向上と進路実績の向上を図る。 <令和５年度の主な取組> ・地域進学重点校から南部、東部、北部から各１校を改革推進校に指定し、地域コーディネータを各１名ずつ配置 ・改革推進校は、外部有識者等でコンソーシアムを形成 ・学校設定科目等の創設を視野にカリキュラム ・マネジメントの実践研究の実施 ・研究協議会、大学入試対策教員研修会、合同学習会等の実施	8,490	高校教育課
① P. 36	11 ☆ ◎	教育DX推進プロジェクト事業 新規	ICT機器を活用し、日本語を母語としない生徒への日本語の授業や専門性の高い授業等を学校間で共有・補完することで、個別最適な学びの実現と学校枠を超えた協力的な学びの実現を図る。 <令和５年度の主な取組> ・日本語の理解が不十分な生徒や不登校生徒等への授業の配信 ・自校にない、専門性の高い授業や特色のある授業等の配信 ・採点支援システムの導入 ・AIドリル導入	31,615	高校教育課 教職員課
基本方向５ 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進					
①② P. 45	03	校舎改築事業（特別支援学校） 新規	県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、小松島支援学校松陵校に高等部棟を新築するもの。	355,963	特別支援教育課 施設整備課
①② P. 45	06 ☆ ◎	医療的ケア児通学支援モデル事業 新規	特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護職員同乗による通学時の送迎をモデル的に実施し、最適な支援の在り方を検討する。 <令和５年度の主な取組> ・看護師同乗による通学支援の実施	2,216	特別支援教育課
①② P. 45	08 ◎	視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業 新規	視覚や聴覚に障害のある乳幼児の早期発見と早期治療に向け、教育相談体制の構築を進めるとともに、関係機関と連携した切れ目のない支援の提供を推進する。 <令和５年度の主な取組> ・特別支援学校への専門家（視覚訓練士・言語聴覚士）派遣 ・県内移動教育相談・オンライン教育相談の実施 ・幼稚園・保育所、小学校等での研修会	3,281	特別支援教育課
①② P. 46	21	校舎大規模改造事業（特別支援学校） 新規	経年により老朽化が著しい学校施設について、長寿命化大規模改修及び中規模改修を行う。	19,341	施設整備課
①② P. 47	31 ☆ ◎	特別な支援を要する児童生徒に対するICTを活用した遠隔教育推進事業 新規	特別支援学校においてICT活用による教科指導の充実や切れ目のない学びの提供により、児童生徒の実態に応じた個別最適な学びを実現する。 <令和５年度の主な取組> ・アバターロボット及びAIドリルの導入 ・同時双方向型遠隔授業の実施 ・児童生徒の実態に応じた個別最適な学びの実践	3,500	特別支援教育課

第2次アクションプラン【令和5年度版】（案）新規事業一覧（14事業）

【凡例】

- ☆ : 令和5年度 特に注力する事業
- <新・宮城の将来ビジョン実施計画>
- ◎ : 新・宮城の将来ビジョン推進事業
- [復サ]: 復興・サポート事業

掲載箇所	区分	事業名	事業概要	R5当初 予算額 (千円)	担当課室
基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり					
⑤ P. 69	05	校舎大規模改造事業（高等学校） 新規	経年により老朽化している学校施設について、長寿命化大規模改修及び校舎等中規模改修を行う。	207,129	施設整備課
⑤ P. 69	07	屋外環境整備事業 新規	県立高等学校の屋外運動場等の整備を行う。	1,115,334	施設整備課
⑥ P. 70	14 [復サ]	私立高校生徒支援体制整備事業費補助 新規	震災による環境の変化等を要因とした私立高等学校の不登校支援に従事する専門職や教員の補助員等の経費や別室登校の設置運用に係る経費を補助し、支援体制を整備する。	50,000	私学・公益法人課
基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり					
② P. 77	05 ☆ ◎	部活動地域移行推進事業 新規	学校と地域が一体となって、将来に渡り生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、公立中学校の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた体制整備を進める。 <令和5年度の主な取組> ・部活動の地域移行に向けた実証事業 ・公立中学校の施設整備・改修 ・指導者人材バンクの設置	23,416	保健体育安全課 生涯学習課 スポーツ振興課
基本方向10 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進					
①② P. 83	03 ☆	学びを通じたみやぎの共生社会推進事業 新規	障害の有無に関わらず誰もが地域の一員として学べる学習プログラムの開発や、学びの場を提供し社会参画できるような体制づくりを推進する。 <令和5年度の主な取組> ・関係団体によるコンソーシアムの設置 ・学習プログラムの開発や人材育成、地域の居場所づくり等の取組 ・普及・啓発のための共生社会コンファレンスを実施	7,332	生涯学習課
⑤ P. 87	08 [復サ]	スポーツを通じた被災地交流・震災伝承事業 新規	東日本大震災を契機として築いてきた東京都と被災地との絆をレガシーとして、東京都と被災3県（岩手県、宮城県、福島県）が協力して、スポーツを通じた人的、経済的、文化的交流を一層深めるとともに、東日本大震災から復興した本県の姿を他都県に発信する。 <令和5年度の主な取組> ・東京都・被災3県スポーツ交流大会	2,500	スポーツ振興課

第2期宮城県教育振興基本計画第2次アクションプラン「目標指標等」一覧

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
1	豊かな人間性と社会性の育成	「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%)	目標値 実績値	90.6% (R1年度)	92.0% 88.3%	92.0% 87.7%	92.0%	義務教育課
		「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%)	目標値 実績値	81.3% (R1年度)	83.0% 79.6%	83.0% 78.3%	83.0%	義務教育課
		「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値 実績値	95.3% (R1年度)	95.0% 95.6%	95.0% 94.4%	95.0%	義務教育課
		「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値 実績値	93.8% (R1年度)	94.0% 95.1%	94.0% 95.2%	94.0%	義務教育課
		「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値 実績値	78.8% (R1年度)	83.0% 73.8%	83.0% 74.9%	83.0%	義務教育課
		「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値 実績値	69.8% (R1年度)	76.0% 72.7%	76.0% 74.7%	76.0%	義務教育課
		体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合(%)	目標値 実績値	88.4% (R1年度)	88.6% 81.9%	88.8% 81.9%	89.0%	義務教育課
		不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合(小学生)(%)	目標値 実績値	68.5% (R1年度)	71.0% 90.2%	84.0%	87.0%	義務教育課
		不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合(中学生)(%)	目標値 実績値	72.6% (R1年度)	74.0% 86.8%	88.0%	91.0%	義務教育課
		「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%)【再掲】	目標値 実績値	83.0% (R1年度)	88.0% 85.8%	88.0% 81.2%	88.0%	義務教育課
		「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%)【再掲】	目標値 実績値	79.4% (R1年度)	82.0% 87.5%	82.0% 82.7%	82.0%	義務教育課

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
2	健やかな体の育成	児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(小学5年生(男))(ポイント)	目標値 実績値	-0.36ポイント (R1年度)	0.02ポイント -0.37ポイント	0.06ポイント -0.84ポイント	0.08ポイント	保健体育安全課
		児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(小学5年生(女))(ポイント)	目標値 実績値	-0.33ポイント (R1年度)	0.01ポイント -0.44ポイント	0.04ポイント -0.49ポイント	0.08ポイント	保健体育安全課
		児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(中学2年生(男))(ポイント)	目標値 実績値	0.08ポイント (R1年度)	0.08ポイント 0.23ポイント	0.09ポイント 0.09ポイント	0.09ポイント	保健体育安全課
		児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(中学2年生(女))(ポイント)	目標値 実績値	-1.01ポイント (R1年度)	0.01ポイント -1.04ポイント	0.06ポイント -1.12ポイント	0.08ポイント	保健体育安全課
		学校給食の地場産農林水産畜産物の利用品目数の割合(%)	目標値 実績値	40.1% (R2年度)	40.5% 36.7%	41.0% 39.8%	41.5%	保健体育安全課

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
3	確かな学力の育成	「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%)	目標値 実績値	88.4% (R1年度)	90.0% 88.2%	90.0% 86.9%	90.0%	義務教育課
		「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%)	目標値 実績値	88.9% (R1年度)	90.0% 89.5%	90.0% 88.5%	90.0%	義務教育課
		「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%)	目標値 実績値	57.5% (R2年度)	58.0% 56.0%	58.5% 57.2%	59.0%	高校教育課
		「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値 実績値	73.2% (R1年度)	74.0% 78.6%	75.0% 78.0%	76.0%	義務教育課
		「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値 実績値	73.2% (R1年度)	74.0% 77.5%	75.0% 79.8%	76.0%	義務教育課
		全国平均正答率とのかい離(小学6年生)(ポイント)	目標値 実績値	-3.0ポイント (R1年度)	-2.2ポイント -3.5ポイント	-1.4ポイント -4.5ポイント	-0.7ポイント	義務教育課
		全国平均正答率とのかい離(中学3年生)(ポイント)	目標値 実績値	-3.5ポイント (R1年度)	-2.6ポイント -3.5ポイント	-1.7ポイント -3.5ポイント	-0.8ポイント	義務教育課
		児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合)(%)	目標値 実績値	94.0% (R1年度)	94.2% 90.1%	94.4% 88.0%	94.6%	義務教育課
		児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合)(%)	目標値 実績値	64.2% (R1年度)	65.7% 70.7%	67.2% 66.2%	68.7%	義務教育課
		児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合)(%)	目標値 実績値	19.2% (R2年度)	20.0% 13.7%	20.0% 14.3%	20.0%	高校教育課
		英検相当級を取得している生徒の割合(中学3年生(3級程度以上))(%)	目標値 実績値	38.3% (R1年度)	50.0% 46.2%	50.0%	50.0%	義務教育課
		英検相当級を取得している生徒の割合(高校3年生(準2級程度以上))(%)	目標値 実績値	36.2% (R1年度)	50.0% 41.0%	50.0%	50.0%	高校教育課
		授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合(%)	目標値 実績値	66.5% (R1年度)	68.0% 70.1%	69.5%	71.0%	教育企画室

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
4	幼児教育の充実	平日、子供と触れ合う時間(食事と入浴を除く)について、1時間以上と答えた保護者の割合(%)	目標値 実績値	91.6% (R1年度)	90%以上 90.2%	90%以上 91.9%	90%以上	義務教育課
		保幼小接続のための「スタートカリキュラム」を作成している市町村立小学校の割合(%)	目標値 実績値	17.6% (R2年度)	20.0% 20.8%	30.0% 21.0%	40.0%	義務教育課

第2期宮城県教育振興基本計画第2次アクションプラン「目標指標等」一覧

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
5	多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進	小学校から中学校に、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別的教育支援計画)(特別支援学級)(%)	目標値	89.3%	95.0%	100.0%	100.0%	特別支援教育課
		実績値	(R2年度)	93.4%	90.9%			
		小学校から中学校に、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別的教育支援計画)(通級指導教室)(%)	目標値	94.1%	100.0%	100.0%	100.0%	特別支援教育課
		実績値	(R2年度)	86.6%	88.8%			
		小学校から中学校に、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別の指導計画)(特別支援学級)(%)	目標値	83.6%	88.0%	91.0%	94.0%	特別支援教育課
		実績値	(R2年度)	90.1%	89.8%			
小学校から中学校に、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別の指導計画)(通級指導教室)(%)	目標値	77.3%	82.0%	86.0%	90.0%	特別支援教育課		
実績値	(R2年度)	77.9%	87.7%					
特別支援学校が主催する研修会への中学校、高等学校教員の受講者数(人)	目標値	214人	220人	220人	220人	特別支援教育課		
実績値	(R1年度)	50人						
特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合(%)	目標値	12.6%	36.0%	36.0%	36.0%	特別支援教育課		
実績値	(R2年度)	28.3%						

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
6	郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成	「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値	75.0%	70.0%	72.5%	75.0%	義務教育課
		実績値	(R1年度)	61.7%	55.5%			
		「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値	53.1%	50.0%	52.0%	54.0%	義務教育課
		実績値	(R1年度)	46.7%	40.9%			
		「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%)	目標値	33.2%	34.0%	35.0%	36.0%	義務教育課
		実績値	(R2年度)	52.7%	47.4%			
		「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%)	目標値	28.9%	30.0%	31.0%	32.0%	義務教育課
		実績値	(R2年度)	49.9%	46.7%			
		ボランティア活動を実施している公立高等学校の割合(%)	目標値	89.6%	90.1%	90.6%	91.1%	高校教育課
		実績値	(R1年度)	71.4%				
大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離(ポイント)	目標値	0.2ポイント	1.2ポイント	1.3ポイント	1.4ポイント	高校教育課		
実績値	(R1年度)	1.1ポイント						
新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離(ポイント)	目標値	1.1ポイント	1.0ポイント	1.0ポイント	1.0ポイント	高校教育課		
実績値	(R1年度)	1.3ポイント						
県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合(%)	目標値	79.6%	80.1%	80.6%	81.1%	高校教育課		
実績値	(R1年度)	81.0%						
インターンシップやアカデミックインターンシップ等に取り組んでいる県立高等学校の割合(%)	目標値	72.7%	75.5%	77.0%	78.5%	高校教育課		
実績値	(R1年度)	39.0%						

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
7	命を守る力と共に支え合う心の育成	地域住民と連携した避難訓練を実施している学校の割合(%)	目標値	47.8%	50.0%	55.0%	60.0%	保健体育安全課
		実績値	(R1年度)	42.0%				
		地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合(%)	目標値	95.1%	98.0%	99.0%	100.0%	保健体育安全課
		実績値	(R1年度)	93.9%				

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
8	安心して楽しく学べる教育環境づくり	「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%)	目標値	83.0%	88.0%	88.0%	88.0%	義務教育課
		実績値	(R1年度)	85.8%	81.2%			
		「学校は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%)	目標値	79.4%	82.0%	82.0%	82.0%	義務教育課
		実績値	(R1年度)	87.5%	82.7%			
		保護者等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合(小学校)(%)	目標値	77.2%	78.0%	79.0%	80.0%	義務教育課
		実績値	(R1年度)	40.8%	42.0%			
保護者等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合(中学校)(%)	目標値	56.7%	58.0%	59.0%	60.0%	義務教育課		
実績値	(R1年度)	37.1%	37.7%					
学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合(%)	目標値	77.9%	80.0%	82.0%	84.0%	高校教育課		
実績値	(H30年度)	72.7%						
学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合(%)	目標値	87.2%	88.0%	89.0%	90.0%	高校教育課		
実績値	(R1年度)	70.5%						

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
9	家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり	朝食を毎日食べる児童の割合(小学6年生)(%)	目標値	96.5%	97.0%	97.0%	97.0%	義務教育課
		実績値	(R1年度)	95.3%	94.2%			
		平日、午後10時より前に就寝する児童の割合(小学5年生)(%)	目標値	67.5%	68.0%	68.0%	68.0%	義務教育課
		実績値	(R1年度)	66.4%	66.7%			
		平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合(小学5年生)(%)	目標値	61.6%	63.0%	63.0%	63.0%	義務教育課
		実績値	(R1年度)	63.1%	57.5%			
		「家庭教育支援チーム」の活動件数(件)	目標値	79件	87件	91件	96件	生涯学習課
		実績値	(R1年度)	210件				
市町村における子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーの活動者数(人)	目標値	300人	300人	300人	300人	生涯学習課		
実績値	(R1年度)	410人						
地域学校協働本部がカバーする学校の割合(%)	目標値	54.3%	55.0%	60.0%	65.0%	生涯学習課		
実績値	(R1年度)	63.9%						
「みやぎ教育応援団」の活用件数(件)	目標値	159件	200件	250件	300件	生涯学習課		
実績値	(R2年度)	200件						

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	R3年度	R4年度	R5年度	担当課室
10	生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	生涯学習プラットフォーム閲覧数(セッション数)(件)	目標値	0件	12,000件	24,000件	36,000件	生涯学習課
		実績値	(R2年度)	5,488件				
		市町村社会教育講座の参加者数(人口千人当たり)(人)	目標値	744人	740人	746人	750人	生涯学習課
		実績値	(H30年度)	279人				
		みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化(文化芸術が身近な所で様々な分野に活用され地域の活性化に役立っていると思う人の割合)(%)	目標値	27.5%	30.0%	40.0%	50.0%	消費生活・文化課
		実績値	(R2年度)	85.0%				
みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化(不安を抱える方々の心のケアのために文化芸術の果たす役割が大切だと思う人の割合)(%)	目標値	66.5%	70.0%	73.5%	77.0%	消費生活・文化課		
実績値	(R2年度)	92.7%						
総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率(%)	目標値	77.1%	82.9%	88.5%	94.3%	スポーツ振興課		
実績値	(R2年度)	77.1%						

「教職員の働き方改革に関する取組方針」の改定について

1 改定の趣旨

本県では平成31年3月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」を策定し、教職員の働き方改革を推進してきた。本方針の計画期間は平成31年度から3年間であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年間延長されたことから、このたび改定するものである。

本方針は、宮城県教育委員会及び県立学校による「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示すとともに、市町村教育委員会（仙台市を除く）及び市町村立学校に対し、働き方改革への取組を促すものである。

2 計画の期間

令和5年度から9年度までの5年間

なお、学校の状況や国の動向等を踏まえ、適宜見直し等を行う。

3 検討の経過

本県における教職員の働き方改革の進捗状況等を踏まえ、学校運営支援本部の下に設置された働き方改革取組方針改定WGにおいて、関係各課室の意見を集約し、教育関係15団体への意見照会の上、学校運営支援本部で策定した。

4 方針の概要等

別添「「教職員の働き方改革に関する取組方針」の概要」のとおり

5 方針の実施について

- (1) 本方針を全教職員に周知し、意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら取組を推進する。取組の着実な実行を図るため、毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直し等を行う。
- (2) 本方針により県立学校における働き方改革を推進しつつ、市町村教育委員会にも取組を促していく。県教育委員会、市町村教育委員会、学校現場及び教育関係団体が、働き方改革に向けた認識を共有し、着実に取組を進める。

「教職員の働き方改革に関する取組方針」の概要

(1) 教職員の働き方改革の目的

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現と教職生活の充実を図り、教職員自身が熱意を持って働き続け、学び続けられる、持続可能な働き方を実現する
- ② 学校を取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、教職員一人ひとりが役割を担い、持ち味を発揮しながら協調・貢献できる、チーム学校としての協働体制の構築を進める
- ③ 教職員の働き方の意識変容を進めるとともに、教職員の Well-being を追求することにより、学校の教育活動の質を高め、児童生徒の「学び」を一層豊かなものとする

(2) 教職員の働き方改革の目標

◆「長時間勤務の縮減」

正規の勤務時間外の在校等時間について

- ① 1か月で45時間、1年間で360時間を超えないこと。
- ② 月80時間を越える教職員の割合を前年度より減少させ、令和9年度までにゼロとする。

◆「ワーク・エンゲイジメントの向上」

教職員が健康で、仕事に誇りをもち、仕事に情熱を注ぎ、仕事から活力を得て生き生きとすることで、教職員個人が充実するだけでなく、学校や教育委員会の組織も活性化していくことを目指す。

(3) 取組の柱

目標を達成するため、次の2つを方針の柱として取組を推進する

- ① 業務改善・削減による在校等時間の縮減
- ② 教職員の意識変容とワーク・エンゲイジメントの向上

(4) 具体的取組の例

本方針では、具体的取組を「個人でできること」、「教職員の協働によりできること」、「管理職を中心とした学校組織全体で取組むこと」、「学校現場をサポートする教育委員会として取組むこと」に整理し、実効性の向上を図っている。

① 業務改善・削減による在校等時間の縮減

- 1 客観的な勤務時間管理の浸透および推進
- 2 ICTの利活用の推進
- 3 外部人材の活用を含めた「チーム学校」づくり
- 4 業務に係る役割分担と適正化，業務改善
- 5 県教育庁各課室等における業務の精選
- 6 学校閉庁日，定時退勤日の設定
- 7 勤務時間外における電話対応
- 8 好事例の収集・発信
- 9 部活動の適正化

② 教職員の意識変容とワーク・エンゲイジメントの向上

- 1 学校長のリーダーシップ，マネジメント力向上への支援
- 2 協働性・同僚性向上の支援
- 3 ワーク・エンゲイジメント向上の分析
- 4 取組事例の水平展開

教職員の働き方改革に関する取組方針

（令和5～9年度）

令和5年3月
宮城県教育委員会

はじめに

グローバル化と情報化に加え、先進諸国の中でも最も急速に少子高齢化が進行している我が国では、急激な社会環境の変化の時を迎えています。それに伴い、子供や学校を取り巻く環境もまた、大きな変化の中にあります。

令和2年度の小学校を皮切りに、段階的に中学校・高等学校で実施されている学習指導要領には、そのような変化に対応していくための教育改革の中心的な理念が明確に表され、「育成すべき資質・能力の三つの柱」、「社会に開かれた教育課程」、「カリキュラム・マネジメント」といったキーワードとともに、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」という本要領改訂における基本的な考え方が明示されています。中でも、「どのように学ぶか」という観点は、学習指導要領において初めて「学び方」に踏み込んだものとされ、全ての教員は「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を求められています。更には、令和3年1月の中教審答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、学習指導要領を踏まえた上で、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」という、更に先を見据えた日本の教育への提言がなされています。このような教育の大きな変化の中であって、学校と教職員へ求められるものも一層大きくなっています。

一方、「Well-being（一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せ）」や「ワーク・ライフ・バランス」等の概念が一般的なものとなり、社会全体の働き方改革が進む中であって、学校現場の多忙化解消や業務改善も一定の進捗をみているものの、正規の勤務時間を超えて月80時間以上在校（庁）する教職員の割合は、依然として高い水準で推移しており、全体として教職員の働き方改革は道半ばの状況にあります。

本県では、平成31年3月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」を策定し、教職員の働き方改革を推進してまいりましたが、学校教育への社会的な要請がますます多様化する中、新型コロナウイルス感染症の拡大も重なり、成果指標における目標の達成には至っておりません。

この度の「取組方針」の改訂に当たっては、本県の学校教育を更に向上させ持続可能なものとし、学習指導要領の目標を達成するためには、学校における働き方改革が喫緊の課題であるとの認識のもと、「働き方改革の目的」「目標」「取組の柱」を明確に定めました。更には、具体的な取組について、個人でできること、教職員の協働によりできること、管理職を中心とした学校組織全体で取り組むこと、学校現場をサポートする教育委員会として取り組むことに整理し、実効性の向上を図っております。また、従来は長時間勤務縮減と業務改善のみが強調されがちであった働き方改革を捉え直し、教職員の教職生活の充実、職場満足度といったワーク・エンゲイジメントの向上を要諦の一つとしています。

子供たちのために長時間・過重労働も厭わないという働き方の中で、教職員自身が疲弊していくのであれば、それは真の意味で「子供のため」にはなり得ません。学校における働き方改革は、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことに結実します。家庭や地域等と連携し子供たちの学びを支援するとともに、Society5.0の到来を迎える新しい時代の持続可能な学校指導・運営体制の構築と教職員の在り方を追求し、本県の学校における働き方改革を進めてまいります。

＜ 目 次 ＞

I 策定に当たって	1
1 策定の趣旨・目的	1
2 教職員の多忙化解消に係る県教育委員会の これまでの主な取組	3
3 県教育委員会及び県立学校の役割	4
II 期間・目標	5
1 期間	5
2 目標・成果指標	5
III 取組の柱	5
IV 取組内容	5
1 業務改善・削減による在校等時間の縮減	6
2 教職員の意識変容とワーク・エンゲイジメントの向上	8
V 進行管理	9
VI 参考資料等	10

I 策定に当たって

1 策定の趣旨・目的

(1) 取組方針の位置付け

- 本方針は、宮城県教育委員会及び県立学校による「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示すとともに、市町村教育委員会（仙台市を除く）及び市町村立学校に対し、働き方改革への取組を働きかけるものとする。

(2) 現状・課題

- 「教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務である」（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針より）
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月中教審答申）では、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」のため、これまで学校が担ってきた業務についての仕分けが明示された。その上で、業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減したりすることではなく、学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するかを決断することであるとされた。
- 学校現場においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和元年度以降 GIGA スクール構想の実現が急速に推進された。それにより、学校に高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）が整備され、小・中学校においては1人1台 ICT 端末が配備される等、教育環境が大きく変化している。教員は、個別最適な学び、協働的な学びを実現するために、このような教育の情報化への対応が求められる。
- 教職員の在校等時間について、令和3年度の「正規の勤務時間外における月80時間」を超える県立学校の教職員は18.6%であり、新型コロナウイルス感染症が発生する以前の平成30年度と比較すると7.6%の減少とはなっているが、前期取組方針に掲げたゼロにする目標を達成できていないなど、まだまだ働き方改革は道半ばの状況となっている。また、市町村立中学校の教職員については、改善がみられるものの、32.9%と依然として高い状況にある。
- 教員は、授業以外にも校務分掌、部活動の指導等に多くの時間を割かれている。それに加え、いじめ対応や不登校児童生徒支援、学力向上のための学習指導上の課題、保護者や地域の方々からの相談や要望への対応等が増加し、教員に求められる役割と業務が拡大している。
- 平成29～31年度にかけて小・中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、令和2年度から段階的に実施されている。現行学習指導要領では、従来の学習・教科指導に加えて、主体的、対話的で深い学びの実現に向けての授業改善を求められている。また、高等学校においても、一層の観点別評価への習熟が必要となっている。
- 小・中学校においては通級児童の増加や部活動の地域移行等、新たな課題に取り組む必要がある。また、発達に特性を有する児童生徒の増加に伴い、小・中学校だけでなく、高等学校でも合理的配慮を必要とする場面が多くなり、生徒支援にお

いても教員の負担は増加傾向にある。

- 特別支援学校においては、児童生徒の障害の状態の重度・重複化、多様化とともに、児童生徒数の増加に伴い、障害のある児童生徒の自立と社会参加を見据え、これまで以上に一人ひとりの教育的ニーズを把握した上での適切な指導、支援が求められている。また、小・中学校における通級児童生徒の増加等に伴い、児童生徒や保護者、学校からの相談や、個々の指導に関する助言等、地域のセンター的機能の取組への対応が増加傾向にある。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、資質・能力の育成に資する学校教育活動の一環として学習指導要領上明確に位置付けられている一方、中学校、高等学校においては休日を含めた長時間勤務の大きな要因の一つとなっている。中学校においては令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を進めるための課題整理が急務となっている。

【正規の勤務時間外における月80時間超報告者数（※）の推移】

(1) 県立高等学校

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教職員数(人)	4,002	3,980	3,976	3,928
報告者数(人)	1,438	1,297	1,004	968
割合(%)	35.9	32.6	25.3	24.6

(2) 県立中学校

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教職員数(人)	43	42	44	42
報告者数(人)	24	21	17	19
割合(%)	55.8	50.0	38.6	45.2

(3) 県立特別支援学校

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教職員数(人)	1,742	1,785	1,793	1,728
報告者数(人)	55	46	46	74
割合(%)	3.2	2.6	2.6	4.3

(4) 市町村立小学校

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教職員数(人)	4,912	4,924	4,921	4,872
報告者数(人)	430	349	337	467
割合(%)	8.8	7.1	6.8	9.6

(5) 市町村立中学校

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教職員数(人)	3,025	3,011	3,485	3,321
報告者数(人)	1,394	1,250	962	1,091
割合(%)	46.1	41.5	27.6	32.9

※ 報告者数は、各年度において、ひと月でも月80時間を超えたことがある教職員の実人数

(3) 策定の趣旨・目的

- こうした課題の解決に向けて、本方針を策定し、教職員の長時間勤務の縮減と教職生活の充実・職場満足度の向上を両輪として一体的に推進し、働きやすい環境の整備に努める。具体的には、教職員一人ひとりの働き方に対する意識改革のもと、個人でできること、教職員の協働によりできること、管理職を中心とした学校組織全体で取り組むこと、学校現場をサポートする教育委員会として取り組むことに整理し、県立学校における働き方改革を推進するとともに、市町村教育委員会にも取組を促していく。
- 多忙化の抜本的な解消には、国による定数改善や教員以外の業務を行う支援員等のマンパワーが必要不可欠であるが、国の対応を待つだけではなく、県教育委員会、市町村教育委員会、学校現場及び教育関係団体が、働き方改革に向けた認識を共有し、できることから着実に改善に向けた取組を行うこととする。
なお、国に対しては、引き続き定数の改善を求めていく。

「働き方改革の目的」

教職員の働き方改革の目的は次の3つとする。

- (1) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現と教職生活の充実を図り、教職員自身が熱意を持って働き続け、学び続けられる、持続可能な働き方を実現する
- (2) 学校を取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、教職員一人ひとりが役割を担い、持ち味を発揮しながら協調・貢献できる、チーム学校としての協働体制の構築を進める
- (3) 教職員の働き方の意識変容を進めるとともに、教職員の Well-being を追求することにより、学校の教育活動の質を高め、児童生徒の「学び」を一層豊かなものとする

(4) 取組に当たっての留意事項

- 本取組方針を全教職員に周知し、意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら取組を推進する。
- 目標（「長時間勤務の縮減」：後述）の達成が目的化し、本来の教育活動への支障や持ち帰り業務が生じたりすることとならないよう十分留意して取組を推進する。
- 国の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中教審答申）」、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を踏まえて、取組を推進する。
- 上記の国の働き方改革に関する各種通知やガイドラインにおいて、県教育委員会に対して求められている項目のうち、本指針に記載されていない項目については、学校現場や他自治体の状況を踏まえながら、適切に対応するよう努める。

2 教職員の多忙化解消に係る県教育委員会のこれまでの主な取組

(1) 平成22年度～平成24年度

- 平成22年12月に教育庁内に「学校運営支援チーム」を設置。教育庁の幹部職員と現場の教職員との意見交換会の開催や、教職員の正規の勤務時間外における在校時間調査等を行い、学校現場の抱える課題等の把握に努め、可能な取組に随時着手した。

(2) 平成25年度～平成30年度

- 平成25年4月、新たに「宮城県学校運営支援本部」を設置し、学校運営支援チームを引き継ぐ形で、多忙化解消に継続的に取り組むこととした。
- 第1次期間(25～27年度)においては、主に「学校事務の共同実施」及び「学校運営支援統合システムの導入」等により、多忙化解消に一定の効果が見られた。
- 第1次期間の取組を継続するとともに、第2次期間(28～30年度)における新たな取組としては、多忙化の要因の一つである部活動に関して「部活動指導ガイドライン」を策定し、適正な部活動の実施を推進したほか、外部人材の積極的な活用を図るため、モデル事業として部活動指導員の配置に努めた。また、平成31年3月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」を策定した。

(3) 平成31年度～令和4年度

- 第3次期間(31～4年度)においては、多忙化解消WGが中心となり第2次期間の取組を継続するとともに、令和3年7月から全ての県立学校において、ICカードによる出退勤管理を実施した。
- 令和2年度から市町村立小・中学校(義務教育学校を含む)及び特別支援学校に対し、多忙化解消と新型コロナウイルス感染症対応を目的とした教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)を配置し、学校現場の負担軽減を図った。
- 教職員の働き方改革を加速させるため、教職員課内に働き方改革推進チームを設置し、県立学校の勤務実態を可視化したほか、新たに「学校管理職のためのリーダーシップ向上アセスメント」等の取組を実施した。
- 第3次期間の終期は当初平成33年度までであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により期間を1年延期した。

3 県教育委員会及び県立学校の役割

県教育委員会は、県立学校における教職員の多忙化解消に向けた取組(※)を行うとともに、県費負担教職員の任命権者としての立場を踏まえ、市町村教育委員会に対して、働き方改革に関する取組方針の策定を促すとともに、小・中学校の勤務環境の改善に向けた働きかけ及び支援を行うこととする。また、本方針の意義や内容等について家庭や地域等の理解と協力を得られるよう、広く周知に努める。

県立学校においては、全教職員の共通理解のもと、校長をはじめとした管理職のリーダーシップにより、教職員の働き方改革に向けた意識改革を着実に進め、取組を実施する。

※学校運営支援本部「働き方改革WG」が中心となり、県教育庁関係課室が課題と認識を共有しながら、全組織を挙げて本方針に基づく各種取組を実施。教職員課働き方改革推進チームは、教職員の働き方改革に資すると考えられる事務事業を企画・立案し、

県教育庁関係課室とも連携しながら事業を推進する。

II 期間・目標

1 期間

令和5年度～令和9年度（5年間）

2 目標

学校運営支援本部におけるこれまでの取組結果や、国による働き方改革の動きを踏まえ、目標は「長時間勤務の縮減」及び「ワーク・エンゲイジメントの向上」とする。

◆「長時間勤務の縮減」

正規の勤務時間外の在校等時間について

- (1) 1か月で45時間、1年間で360時間を超えないこと。
- (2) 月80時間を超える教職員の割合を前年度より減少させ、令和9年度までにゼロとする。

◆「ワーク・エンゲイジメントの向上」

教職員が健康で、仕事に誇りをもち、仕事に情熱を注ぎ、仕事から活力を得て生き生きとすることで、教職員個人が充実するだけでなく、学校や教育委員会の組織も活性化していくことを目指す。

*「ワーク・エンゲイジメントは、仕事に関連するポジティブで充実した心理状態として、『仕事から活力を得ていきいきとしている』（活力）、『仕事に誇りとやりがいを感じている』（熱意）、『仕事に熱心に取り組んでいる』（没頭）の3つが揃った状態として定義される。つまり、ワーク・エンゲイジメントが高い人は、仕事に誇りとやりがいを感じ、熱心に取り組み、仕事から活力を得て、いきいきとしている状態にあるといえる。」（令和元年度版厚生労働省「労働経済の分析（労働経済白書）」より）

III 取組の柱

上記の目標を達成するため、次の2つを方針の柱として取組を推進する。

- 1 業務改善・削減による在校等時間の縮減
- 2 教職員の意識変容とワーク・エンゲイジメントの向上

IV 取組内容

1 業務改善・削減による在校等時間の縮減

- (1) 客観的な勤務時間管理の浸透及び推進

- 労働安全衛生法等に基づき、ICカードを用いた客観的な在校等時間管理データを校務支援システムに取り込み、学校ごとのデータを可視化し公表するとともに、教職員の働き方についての意識変容に繋げる。

【県教育庁各課室，学校組織，個人】

- 労働安全衛生法において、学校に求められている労働安全衛生体制をさらに推進し、教育活動に専念できる適切な労働環境の確保を進める。また、市町村教育委員会には、法の趣旨に則り、同様の管理体制が確保されるよう働きかけていく。

【県教育庁各課室，学校組織】

- 市町村教育委員会が所管する小・中学校の勤務時間管理方法について把握するとともに、客観的な在校等時間記録の導入を促す。

【県教育庁各課室，学校組織】

(2) ICTの利活用の推進

- 学校運営支援統合システムのさらなる利便性の向上を図るため、学校現場の意見を取り入れながら、必要に応じてシステムを改修する。

【県教育庁各課室】

- 校務分掌等の事務処理の効率的かつ効果的な電子化を進める。

【学校組織，教職員協働，個人】

- 会議のオンライン化、会議資料の電子化・ペーパーレス化を進める。

【学校組織】

- 自動採点機能を含む学習支援システム等の教育DXの導入について検討する。

【県教育庁各課室，学校組織】

(3) 外部人材の活用を含めた「チーム学校」づくり

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員との積極的な協働を図る。

【県教育庁各課室，学校組織】

- 教員の業務を補助する教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の配置を拡充する。

【県教育庁各課室】

- 学習指導員や高校生、大学生のボランティアを活用した放課後等の学習支援を促進する。

【県教育庁各課室，学校組織】

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入を進めるとともに、地域学校協働活動との一体的推進により、保護者や地域ボランティアと協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」に取り組む。

【県教育庁各課室，学校組織】

- 教職員の協働性、同僚性を高め、能率的かつ効果の高い教育活動の展開を図る。

【学校組織，教職員協働，個人】

- 大学や民間事業者の知見を活用した教育委員会の支援により、業務の改善、教育の質の向上を図る。

【県教育庁各課室，学校組織】

- 校務分担の平準化及び、教員の適性・志向と育成の観点に基づく適材適所の校内

組織構築を推進する。

【学校組織，教職員協働】

- スクールロイヤーについて，より実効性の高い活用方法を検討する。

【県教育庁各課室】

- 小学校における専科教員の配置充実等について支援する。

【県教育庁各課室】

(4) 業務に係る役割分担と適正化，業務改善

- 中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」に示された，「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」に基づき，業務の削減と効率化を進める。

【県教育庁各課室，学校組織，教職員協働】

- 慣習として行われている教育活動の見直し，伝統的に継続しているが必ずしも学校，教職員が担う必要のない業務の削減等，スクラップ&ビルドを進める。

【県教育庁各課室，学校組織，教職員協働】

(5) 県教育庁各課室等における業務の精選

- 「みやぎの教員に求められる資質能力」で定めた「育成指標」をもとに策定され，総合教育センターを中心に実施されている教職員研修と，教育課題に対応するため県教育庁担当課室が実施している教職員研修について，不断の見直しを行いながら，研修の整理統合等の最適化を行う。
- 県教育庁各課室からの学校への依頼や照会について，関係各課室間で調整の上，必要最小限となるよう精選を図る。また，報告や回答期間について十分確保するよう努める。

- コンクールやポスターの応募等について，学校の負担軽減を図る。

(6) 学校閉庁日，定時退勤日の設定

- 教職員に夏季休暇，年次有給休暇等の取得を推奨するため，引き続き，夏季休業中の一定期間に学校業務（部活動指導，課外授業，補習，進路指導，会議・研修等）を行わない「学校閉庁日」を設けるものとする。

【県教育庁各課室，学校組織】

- 年末年始（12月29日から1月3日）は，原則として一切の学校業務を行わない「学校閉庁日」とし，教職員の休日を確保する。

【県教育庁各課室，学校組織】

- 各学校は，誤解を招くことのないよう学校閉庁日の趣旨について，児童生徒や保護者等に対し説明及び周知に努め，必要に応じてHP等に掲載する。

【学校組織】

- 校長会，副校長・教頭会，事務長会等において，学校閉庁日の設定を推進するよう周知する。

【県教育庁各課室】

- 計画的に学校業務を処理し，部活動の休養日を設定することで，週に1回以上の定時退勤日を設ける。定時退勤日には会議や放課後の課外講習等を行わず，学校管理職も積極的に実施を推進する。

【学校組織，個人】

(7) 勤務時間外における電話対応

- 音声メッセージ付留守番電話の設置等により、教職員の勤務時間の適正化を支援する。

【学校組織】

- 電子メールや SNS, オンラインコミュニケーションツール等の ICT ツールを利用した連絡体制を整備する。

【県教育庁各課室, 学校組織】

(8) 好事例の収集・発信

- 各学校が取り組む業務改善の参考となるよう、全国の教育委員会や学校における先進的取組や県内の教育委員会及び学校での優良事例を収集し、積極的に発信する。

【県教育庁各課室】

- 大学生や教員採用選考志願者に本県の働き方改革に関する取組状況を紹介し、併せて教員という職業の魅力について発信する。

【県教育庁各課室】

(9) 部活動の適正化

- 「(仮称) 学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」に定める学校部活動の方針の運用状況を把握し、県立学校及び市町村教育委員会に対して、適切な休養日及び活動時間の設定に関して指導・助言を行う。

【県教育庁各課室】

- 生徒や保護者 (PTA 含む。) に対して、学校における部活動の位置付けや在り方等について理解を求める。

【県教育庁各課室, 学校組織】

- 夏季の一定期間, 年末年始 (当該期間直後も含む。) 及び土曜日と祝日が重なる日に、公式大会が開催されないよう関係団体 (中体連, 高体連, 高文連等) に継続して要請する。

【県教育庁各課室】

- 教員に代わり指導や大会への引率を担うことができる部活動指導員を適切に配置する。

【県教育庁各課室, 学校組織】

- 学校の実情に合わせ、持続可能の観点から部活動数を見直し、統廃合についての校内規程の整備を進める。

【学校組織】

- 学校の実情に応じて、部活動を極力複数顧問制にすることで、役割分担や負担の軽減を図る。

【学校組織, 教職員協働】

2 教職員の意識変容とワーク・エンゲイジメントの向上

(1) 学校長のリーダーシップ, マネジメント力向上への支援

- リーダーシップ向上アセスメント
学校長による学校経営を支援するため、所属職員が日頃感じている率直な意見

を、教職員課が WEB アンケート形式で聴き取り、学校長に、自身の客観的把握や自己分析の一助となる情報を提供し、併せて学校長のマネジメント力、リーダーシップの向上を図る。

【県教育庁各課室】

○ 新任校長オンライン集合ハイブリッド研修

新任校長を対象に、教職員が働き方改革を自分事として考え、能動的に関わるための具体的な手法を学び、自校での取組につなげる研修を通じて、新任校長のマネジメント力の向上を目指す。

【県教育庁各課室，学校組織】

(2) 協働性・同僚性向上の支援

- 教職員自らが対話的・自律的に学校の課題を解決する文化・風土を醸成するため、プロジェクト型業務改善を教育委員会が伴走支援し、教育環境の改善と教職員のモチベーション向上を図る。また、協働性を高めることで、学校教育目標や育成を目指す資質能力との親和性が低い教育活動をスクラップしつつ、教育の質を維持・向上させる。

【県教育庁各課室，学校組織，教職員協働】

(3) ワーク・エンゲイジメント向上の分析

- 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査における県独自調査項目やストレスチェック等の、ワーク・エンゲイジメント測定項目を複合的に活用し、状況の把握と分析の上、課題解決へつなげる。

【県教育庁各課室，学校組織】

(4) 取組事例の水平展開

- 大学の研究成果や民間事業者の知見を利活用し、自己決定性の担保や自己効力感の向上等、ワーク・エンゲイジメントを高める手法の普及を図る。

【県教育庁各課室，学校組織，教職員協働，個人】

- 研修会，ワークショップの実施や好事例の周知，発信等による働き方改革意識の啓発と，「新任校長オンライン集合ハイブリッド研修」やプロジェクト型業務改善での取組や成果の水平展開を図る。

【県教育庁各課室，学校組織，教職員協働，個人】

V 進行管理

取組の着実な実行を図るため、在校時間の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

VI 参考資料等

学校運営支援本部 働き方改革取組方針改定 WG

○メンバー

所 属	職	氏 名	備 考
教 職 員 課	副参事兼総括課長補佐	入駒 成穂	チーフ
教 職 員 課	課長補佐（サービス制度班働き方改革推進チーム）	滝井 隆太	サブチーフ
教 職 員 課	主査（サービス制度班働き方改革推進チーム）	佐藤 大夢	
総 務 課	主幹（職員人事班長）	吉田 寛之	
教育企画室	主幹兼企画員（情報化推進班副班長）	平子 英樹	
福 利 課	主査（福利健康班副班長）	阿部 由香	
義務教育課	副参事（指導班長）	早川 知宏	
高校教育課	主幹（教育指導第一班）	菊地 賢一	
特別支援教育課	主幹（整備計画班）	千葉 圭一	
保健体育安全課	課長補佐（学校体育班長）	酒井 智紀	
施設整備課	主幹（施設管財班長）	高橋 智恵	
生涯学習課	課長補佐（協働教育班副班長）	小泉 一樹	
文化財課	主査（管理調整班）	木村 政俊	
総 務 課	課長補佐兼企画員（広報調整班長）	大内 浩昭	オブザーバー

○開催状況及び検討内容等

月 日	検 討 内 容 等
第 1 回 WG (R4. 9. 30)	(1) 教職員の働き方改革に関する取組方針の改訂について
第 2 回 WG (R4. 11. 25)	(1) 取組方針（案）に係る庁内各課室への意見照会について (2) 今後のスケジュール（案）について
第 1 回 幹事会 (R4. 12. 15)	(1) 学校運営支援本部「教職員の働き方改革に関する取組方針」 （素案）について (2) 今後のスケジュール（案）について
第 1 回 本部会議 (R4. 12. 19)	(1) 学校運営支援本部「教職員の働き方改革に関する取組方針」 （素案）について (2) 今後のスケジュール（案）について
R5. 1. 16 ～1. 31	教育関係 15 団体※へ（素案）意見照会
第 3 回 WG (R5. 2. 10)	(1) 「教職員の働き方改革に関する取組方針」（案）について (2) 今後の予定について
第 2 回 幹事会 (R5. 2. 17)	(1) 「教職員の働き方改革に関する取組方針」（案）について
第 2 回 本部会議 (R5. 3. 6)	(1) 「教職員の働き方改革に関する取組方針」（案）について

※ 宮城県市町村教育委員会協議会，宮城県小学校長会，宮城県中学校長会，
宮城県高等学校長協会，宮城県公立小中学校事務職員研究会，
宮城県公立高等学校事務職員協会，宮城県公立学校事務長会，宮城県中学校体育連盟，
宮城県高等学校体育連盟，宮城県高等学校文化連盟，宮城県 P T A 連合会，
宮城県高等学校 P T A 連合会，宮城県教職員組合，
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合，宮城高校教育ネットワークユニオン

令和5年3月策定

宮城県教育委員会

編集：宮城県教育庁教職員課

電話：022-211-3664

令和5年3月

子供の学びを支援する5つの提言 ～自立した学習者の育成を目指して～

宮城県教育委員会

「学力向上に向けた5つの提言」は、平成25年10月に開催された学力向上を図るための緊急会議において、各学校のすべての先生方にすぐに取り組んでもらいたい事項としてまとめられました。教育の不易の部分が多く含んだ提言は、平成25年に示されて以来、宮城の教育のより所として大きな役割を果たしてきました。

社会の在り方が劇的に変わる中で、子供たちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に身に付けるためには、生涯にわたって能動的に学び続ける自立した学習者となる必要があります。

このたび、県教育委員会では「学力向上に向けた5つの提言」の不易の部分に、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「ICTの活用」などの視点を加え、「子供の学びを支援する5つの提言」として新たにまとめました。各学校において、実践化に努めるようお願いいたします。

1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう

安全・安心な居場所は、子供が充実した生活を送るための土台となります。子供の声を受け止め、個に応じた適切な支援をすることで、教師と子供、子供同士の良好な人間関係づくりに努めるなど、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。

2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう

子供をほめるときには、子供が努力したことを具体的にほめることが大切です。努力を認めることで、更なる意欲を引き出し、難しいことにも挑戦しようとする気持ちや、目標に向かって努力し続ける気持ちを育てましょう。

3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう

子供が様々な学び方を知り、経験することで、見通しを持って学習に取り組んだり、学びを自己調整したりすることができるようになります。子供自身が学びの計画を立て、自由な発想でICTを活用できるようにするなど、自立した学習者として学び続けられるように支援し、学びに向かう力を育てましょう。

4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう

自分の考えを発表したり、交流したりすることで、一人一人のよい点や可能性が生かされ、異なる考え方が組み合わさり、子供の学びが豊かになります。子供が習得・活用・探究という学びの過程で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、深い学びができるように支援しましょう。

5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

起床時刻、学習を始める時刻、就寝時刻を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、子供自身が課題を設定したり、ICTを効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるように働き掛けましょう。また、家庭や学校で読書の時間を設定するなど、子供が読書に親しむ機会の充実を図りましょう。

『学力向上に関する緊急会議』からの提言

宮城県教育委員会

本県の学力の状況については、これまで改善傾向にあったものの、今回の学力調査では一転してほとんどの教科で全国値を下回る結果となりました。

そのため、県教育委員会では、学力向上を図るための緊急会議を平成25年10月2日に開催しました。

この緊急会議においては、本県児童生徒の状況や学力等について、精神科医、大学教授、地教委教育長、PTA代表、小中学校教員等で話し合い、今の子供たちに対しては、心のケアを行いつつ、分かる授業を行うことが重要であることを確認しました。

子供たちが安心して学校生活を送り、学習意欲や自信を持たせるためには、教師と子供、子供同士の好ましい人間関係を築くとともに、分かる・できる授業づくりを積み上げていくことが必要です。人間関係づくりや授業改善は一朝一夕にはできませんが、その足がかりとして、すぐに着手できることはあります。

各学校のすべての先生方に、明日からすぐに取り組んでいただきたい事項を「学力向上に向けた5つの提言」としてまとめましたので、実践化に努めるようお願いいたします。

学力向上に向けた5つの提言

1 どの子供にも積極的に声掛けをするとともに、子供の声に耳を傾けること。

どの子供にも一日一回は声を掛け、子供の話をじっくり聞くことが、心のケアや人間関係づくりにつながります。

2 子供をほめること、認めること。

子供は、ほめられると集中力が高まります。授業中にほめたり認めたりすることは、学習評価のひとつです。

3 授業のねらいを明確にするとともに、授業の終末に適用問題や小テスト、授業感想を書く時間を位置付けること。

本時のねらいをより具体的に設定し、1単位時間で育てる力を明確にします。授業の終末には、子供の学びを的確に把握し後の指導に生かすようにしましょう。

4 自分の考えをノートにしっかり書かせること。

黒板を書き写すだけでなく、自分の考えをノートに書くように指導します。書くことは、思考力、表現力を育てます。ワークシートではなく、ノートづくりを徹底しましょう。

5 家庭学習の時間を確保すること。

学校で学んだことを家庭で復習することは、知識や技能の定着につながります。予習は、授業での理解を早めます。何よりも保護者から、子供に声を掛けたり子供の努力を認めたりすることが、家庭学習への意欲づけになります。そのことを保護者に伝えましょう。また、各学校で作成している「家庭学習の手引き」の中に、家庭学習のメニューを具体的に記載するとともに、適度な量の宿題を課しながら家庭学習を習慣づけましょう。

第４期宮城県図書館振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

宮城県図書館（以下「当館」という。）及び市町村図書館等のさらなる振興を図り、県民の読書活動の一層の促進と本県の生涯学習の推進に資するため策定したものの。

2 計画の位置づけ

「新・宮城の将来ビジョン」、「第２期宮城県教育振興基本計画」及び「第四次みやぎ子供読書活動推進計画」をもとに、当館の基本方針や目標を示し、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示すもの。

3 計画期間

令和５年度から令和９年度までの５年間

4 計画推進のための対応

P D C Aサイクルによる進行管理。また、自己評価及び外部評価を行い、運営の改善を図るための必要な措置を講じる。

5 主な施策の方向性

1 市町村図書館等や学校教育への支援の充実

市町村図書館等や学校と連携を図り、当館資料の活用を促進するとともに、一般図書や児童書の貸出しを行い、県全域の図書館サービスの充実・向上を目指す。

- 協力貸出や相互貸借の協力業務や、レファレンス、巡回相談等による運営相談、情報提供と市町村図書館の新設等に伴う支援
- 子どもの本移動展示会、学サポセットの貸出事業、学校図書館支援事業の実施
- 学校の調べ学習・職場体験学習への支援

2 読書活動の推進

生涯にわたる読書活動の促進のため、各世代に対応した資料を収集し、読書環境を整備するとともに、県民のニーズをとらえたサービス機能の強化を図る。

- 世代別コーナーの設置や子どもの本展示会など、所蔵資料を活用した事業等を実施
- 小・中学生のための読書案内「本のいずみ」を発行し、おすすめ本を紹介
- 所蔵資料を活用した講座や施設の特徴を生かしたイベントを開催

3 誰もが利用しやすい図書館サービスの推進と生涯学習への支援

読書バリアフリー法の趣旨に鑑み、誰もが利用しやすい図書館を目指し、障害で図書館の利用が困難な方や高齢者等へのサービスの充実とその周知に努める。

- 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を活用した点字やデジータの情報提供
- 大活字本やLLブック、コミュニケーションボードやリーディングトラッカーなど、視聴覚資料の収集や機器・支援用具を整備
- 関係機関等への広報を積極的に行い、障害者本人だけでなく、その周囲の家族や支援者にも周知

4 デジタル化に対応したサービスの充実

社会情勢の変化に対応し、ICTを活用したサービスの充実やデジタル化した資料の利活用の推進を図る。

- 著作権法改正に伴うメール等による複写物の公衆送信サービスの実施
- ICTを活用した非接触型図書館サービスの向上
- 視聴覚資料（16ミリフィルム、紙芝居等）を含め、所蔵資料のデジタル化とデジタルアーカイブ「叡知の杜Web」での公開を進め、来館が困難な方にも使いやすい非接触型図書館サービスの提供

6 策定の経緯

- 令和3年10月 宮城県図書館振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という）
を設置
- 令和4年 2月 策定委員会
宮城県図書館協議会
8月 策定委員会(骨子案の協議)
宮城県図書館協議会（骨子案の協議）
11月 策定委員会（中間案の協議）
12月 宮城県図書館協議会（中間案の協議）
パブリックコメント実施（令和5年1月下旬まで）
- 令和5年 2月 策定委員会（最終案の協議）
宮城県図書館協議会（最終案の協議）
3月 「第4期宮城県図書館振興基本計画」策定

1 計画策定の趣旨

・宮城県図書館(以下「当館」という。)及び市町村図書館等のさらなる振興を図り、県民の読書活動の一層の促進と本県の生涯学習の推進に資するための計画

2 計画の位置づけ

・「新・宮城の将来ビジョン」、「第2期宮城県教育振興基本計画」及び「第四次みやぎ子供読書活動推進計画」をもとに、当館の基本方針や目標を示し、それに向けて講ずべき施策の方向性を示す計画

3 計画の期間

・令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間

4 計画推進のための対応

・施策に掲げた取組の実施状況を把握し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。
・運営状況について、当館による自己評価及び宮城県図書館協議会による外部評価を行い、運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めます。

5 現状と課題

- 1 市町村図書館等への支援
- 2 学校図書館との連携
- 3 資料収集及び利活用
- 4 ボランティア活動の充実
- 5 県民が利用しやすい環境整備の推進
- 6 研修の充実
- 7 郷土資料の保存と利活用の推進
- 8 東日本大震災に関する資料収集の充実と利活用の推進

6 基本方針

県内全域の図書館ネットワークのより一層の連携・強化とデジタル技術を活用したサービスにより、図書館サービスの向上を図ります。また、県民誰もが生涯にわたり学ぶことができる環境づくりを支援するとともに、県民との連携等による学びの活性化を推進します。

7 目標

1 当館を中核とした市町村図書館等とのネットワーク体制の充実を図るとともに、宮城県全域の図書館サービスの充実・向上を図ります。

2 社会の変化に対応した多様な図書館サービスを提供します。

3 図書館機能を十分発揮するための資料、施設の充実と職員の能力向上を図ります。

4 郷土資料や東日本大震災関連資料を収集するとともに、適切に保存・整理し、利活用の推進に努めます。

8 施策の方向性

1 市町村図書館等や学校教育への支援の充実

多様化する県民の課題を解決するため、市町村図書館等との情報の交換や共有化による連携を図る中核として、全県的な図書館サービスの拡充に取り組み、県民の図書館利用の促進に努めます。また、次世代を担う子どもたちの読書環境の充実を図るため、学校図書館との連携を推進し、支援を行います。

2 読書活動の推進

読書活動を推進するため、家庭や学校、地域が一体となって、読書習慣を身に付けた子どもを育成していくとともに、生涯にわたって読書に親しむことができるよう支援します。多くの県民に図書館に足を運んでもらえるような環境づくりと県民へのサービス向上に努めます。

3 誰もが利用しやすい図書館サービスの推進と生涯学習への支援

読書バリアフリー法の趣旨に鑑み、誰もが利用しやすい図書館を目指し、障害で図書館の利用が困難な方や高齢者へのサービスの充実と周知に努めます。社会や地域のコミュニティを支える活動の促進を図るための資料や課題解決のための情報を提供し、日常の仕事や活動の支援を行います。

4 デジタル化に対応したサービスの充実

宮城県図書館情報ネットワーク(MY-NET)を更新し、より機能性を高め、県民の利便性向上に努めます。また、ICTを活用したサービスの充実やデジタル化した資料の利活用の推進を図ります。

5 社会貢献活動の場の創出

生涯学習の一環としてボランティア活動の場を提供し、県民の参加による図書館の振興を図ります。

6 幅広い資料の収集と適切な保管

県民が必要とする資料を「宮城県図書館資料収集方針」に基づき、幅広く収集し宮城の郷土資料を中心としたデジタルアーカイブ化により長期的な資料の保存に努めます。また、活字図書を利用することが困難な方のための各種資料を幅広く収集します。

7 県民が利用しやすい環境整備の推進

県民が安心かつ快適な環境で利用できるよう環境整備を推進します。また、県民の意見を参考に運営面や施設面の見直しを随時行いながら、利用者のマナーアップを推進し、より多くの県民に活用されるよう努めます。

8 社会の変化に応え、専門性を持って積極的に行動する職員の育成

積極的に各種研修会・会議等へ参加し、利用者の課題解決に資する専門知識やスキルを備えるとともに、計画的な人材の確保・育成に努めます。

9 郷土資料の適切な収集・保存と利活用の促進

宮城の歴史や文化を永く後世に伝えるため、郷土資料の収集に力を入れていきます。また、資料の劣化防止と適切な利活用に努めます。

10 東日本大震災関連資料の収集・整理と利活用の促進

当館の使命とも言える東日本大震災に関連する資料の収集と整理を行います。また、広く外部機関と連携し、アーカイブ資料の防災・減災のための活動における利活用の推進及び積極的な情報発信に努めます。

第4期宮城県図書館振興基本計画
(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月

宮 城 県 図 書 館

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画推進のための対応	2
5	現状と課題	3
6	基本方針	1 4
7	目標	1 4
8	施策の全体体系	1 6
9	施策の方向性	1 7
1 0	策定の経緯	3 3

1 計画策定の趣旨

平成20年6月の「図書館法」(昭和25年法律第118号)の改正を踏まえ、文部科学省は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)を改正し、図書館サービスのほか運営の具体的な在り方や評価を含む図書館経営の方法を示しました。

宮城県図書館(以下「当館」という。)では、第2期(平成25年度～平成29年度)の当館振興基本計画に引き続く計画として、平成30年3月に、今後5年間における目指す姿を明らかにし、より適切な県民サービスの展開と震災復興に向けた本県の生涯学習活動の推進に資するため、「第3期宮城県図書館振興基本計画(平成30年度～平成34年度)」を策定し、図書館の振興を図ってきました。

しかしながら、この間、図書館を取り巻く社会的な環境は、少子高齢化や人口減少、あらゆる分野でのICT等デジタル技術の活用やDX(デジタル・トランスフォーメーション)の動きの加速化、国際的なSDGs(持続可能な開発目標)への取組、そして、度重なる災害の発生や新型コロナウイルス感染症による影響など大きく揺れ動いています。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)の施行に伴う、障害の有無にかかわらず誰もが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための社会の実現に向けた動きや、令和3年の「著作権法」の一部改正による図書館資料のメール送信等に関する動向、また、平成23年3月に発生した東日本大震災から12年が経過し、震災を経験していない世代が増えていく中で、震災の記憶と教訓とともに当館がこれまで収集・保存してきた関連資料を後世に受け継ぎ、防災・減災意識の醸成に努めていく必要があるほか、図書館に対する県民のニーズが多様化するなど、地域社会における図書館の果たす役割がますます大きくなっています。

このようなことから、当館及び県内市町村図書館等の振興を図り、宮城県民の読書活動の一層の促進と本県の生涯にわたる学習活動の推進に資するため、このたび、「第4期宮城県図書館振興基本計画(令和5年度～令和9年度)」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」により、公立図書館は、設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、図書館の事業実施等に関する基本的な運営方針を策定するよう努めるものとされています。

宮城県では、「宮城の将来ビジョン」(平成29年3月改訂)と「宮城県震災復興計画」(平成23年10月)等の理念を継承しつつ、これまでの取組に係る検証結果や、今後想定される社会の変化等を踏まえ、将来の本県のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにするための「新・宮城の将来ビジョン」(令和2年12月)を策定しました。また、宮城県教育委員会では、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画として「第2期宮城県教育振興基本計画」(平成29年3月)を、さらに、平成31年4月には宮城の子どもが自主的な読書活動を通じて、夢と高い志を持ち、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けることを目指す計画として「第四次みやぎ子供読書活動推進計画」を策定しました。

本計画は、「宮城の将来ビジョン」や「第2期宮城県教育振興基本計画」等をもとに、平成30年3月に策定した「宮城県図書館振興基本計画(平成30年度～平成34年度)」の後継計画として、当館の基本方針や目標を示し、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする5年間の計画とします。

4 計画推進のための対応

本計画を着実に推進するために、施策に掲げた取組の実施状況を把握し、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。また、図書館法第7条の3の規定により運営の状況について当館による自己評価及び宮城県図書館協議会による外部評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めます。

5 現状と課題

はじめに

第3期宮城県図書館振興基本計画(平成30年度～平成34年度)を策定した平成29年度から5年が過ぎようとしていますが、この間当館を取り巻く社会情勢には様々な変化がありました。

最も大きなものとしては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行とそれに伴う社会経済活動の縮小が挙げられます。令和2年2月頃からの感染拡大に伴い、当館でも1か月弱の休館を余儀なくされたほか、一部サービスの休止、諸催事の中止・縮小や感染防止対策の対応など日常の業務にも支障が生じ、利用者数も減少しました。その後、ワクチン接種の進展や感染症に対する知見の蓄積等もあり、感染防止対策をとりながら通常のサービス提供をできる状況に戻りつつありますが、未だ完全に落ち着いてはならず、今後も感染状況等を見ながら、どのようにサービスを継続・充実させていくかが課題となります。

コロナ禍の中で、社会的にはリモートワークやオンライン会議などの非接触・非外出型の働き方やサービスが広まるとともに、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の動きが加速化しました。当館でも、オンラインでの研修や会議の実施、ホームページやSNSでの情報発信の強化を行ってきましたが、ICTを活用したサービスは、時間や空間の制約がなく利便性が高いこともあり、今後当館が提供するサービスにおいてもより求められてくるものと思われれます。

次に、図書館の資料やサービスは、障害者をはじめ誰にとっても利用しやすく、その利用において障害となることは取り除かれるべきであるという考えが広がってきたことです。平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、令和元年に「読書バリアフリー法」、令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行され、法的な裏付けとともに今後の方向性が示されました。図書館の運営や提供するサービスもその内容に則ったものになるよう、具体的な行動が求められます。

最後に、利用者に関する社会構造上の変化です。少子高齢化の進行で宮城県は本格的な人口減少社会を迎えており、令和2年には県内人口が長く続いていた230万人台を割り込みました。『第8期みやぎ高齢者元気プラン』(宮城県長寿社会政策課)によれば、令和2年3月時点の宮城県の高齢化率は27.9%ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和27年に人口は約180万人、高齢化率は40.3%になると見込まれています。人口減少と高齢化の進行は、当館の利用対象者数の減少だけでなく、数年前から続く来館者数の減少がさらに進むことを意味します。当館の使命のひとつは、県内の図書館サービスの質を高め、より多くの県民に利活用していただくことです。そのためには現在の利用者だけを対象として考えるのではなく、市町村図書館等と連携してサービスの質や利便性を高めつつ、非来館型サービスの検討やこれまで利用していない県民へのアプローチ～図書館に親しむきっかけを作る～など、誰でも利用しやすい環境を整えるとともに、新たな利用者を増やす努力が必要です。

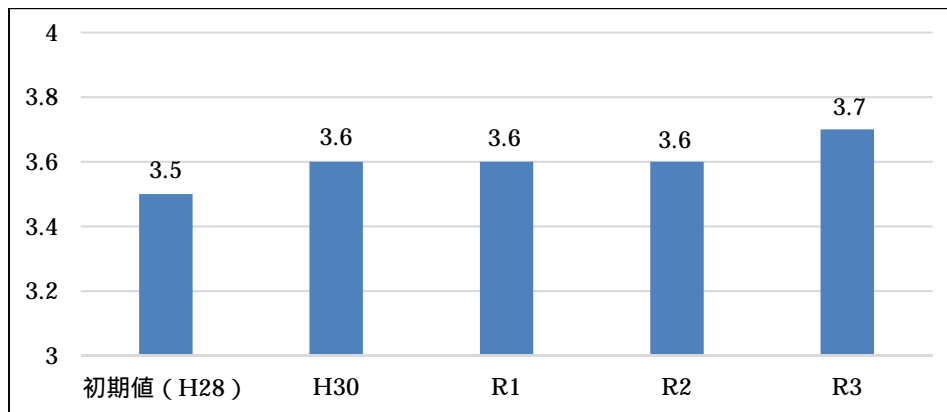
個人の価値観や趣味の多様化、生活上あるいはキャリア形成上の課題の複合化、地域の課題の複雑化、SNSの発達やデジタル・ネイティブ世代の増加など、社会情勢や県民ニーズは5年前と比べると大きく変化しています。私たちがそうした変化を感じ取り、それに応えられるサービスを工夫しながら提供することが、利用者増にもつながり、当館の存在価値を高め、使命の達成につながっていくものと考えます。

こうしたことを踏まえながら、「宮城県図書館振興基本計画(平成30年度～平成34年度)」における施策や取組の評価を行い、課題をまとめ、本計画に反映させるとともに、その改善を図ることとします。

1 市町村図書館等の支援

市町村図書館等では、司書資格を持たない行政職の職員が配置されることも多いため、専門的な知識を学べる環境が必要です。当館では、これまでも研修会等を実施してきましたが、引き続き、市町村図書館等職員向けの研修の充実を図る必要があります。

(図表) 公共図書館等職員研修会参加者満足度の推移(4段階評価の平均)



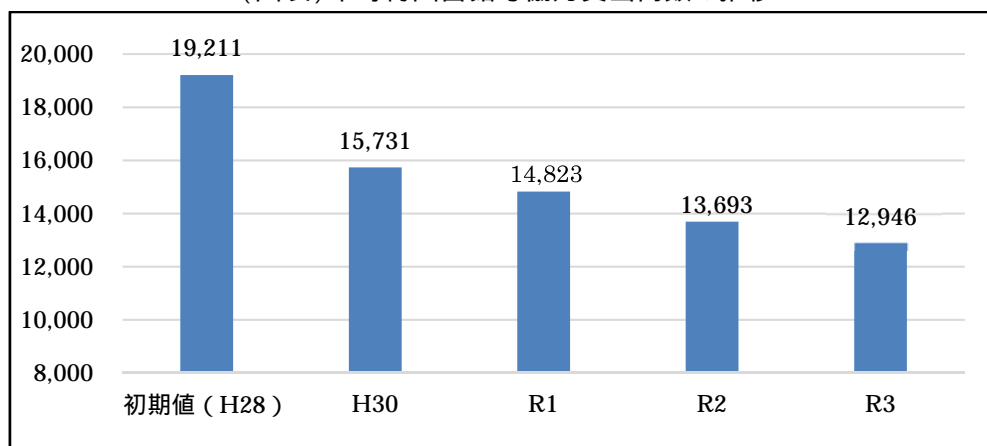
(出典:『令和3年度宮城県図書館振興基本計画評価』)

当館には、県民の課題解決に資するため、また、県立図書館としての役割である、市町村図書館等をあらゆる面で支援するために、専門職員の採用も含めた人材の確保と、高度な専門的知識を持つ職員の計画的な育成が求められています。

宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY-NET)は、市町村図書館等との情報交換や当館から市町村図書館等への協力貸出¹等を行う機能を備え、大いに活用されているため、継続してシステムの運用を行う必要があります。今後も図書館間のネットワークを活用した取組を進め、市町村図書館等がより利用しやすい機能性の高いシステムへ更新を行うことが課題となっています。

減少傾向が続いている市町村図書館等協力貸出についての改善も課題です。当館の市町村図書館等向けの事業やサービスについて、分かりやすく周知し、支援・協力につなげることが必要です。市町村図書館等への貸出しは、新たに受入れする資料ばかりではありません。長期にわたって整理保存されてきた資料の貸出しも不可欠であり、長期保存管理についての市町村図書館等への支援という観点からも課題として検討を継続する必要があると考えられます。

(図表) 市町村図書館等協力貸出冊数の推移



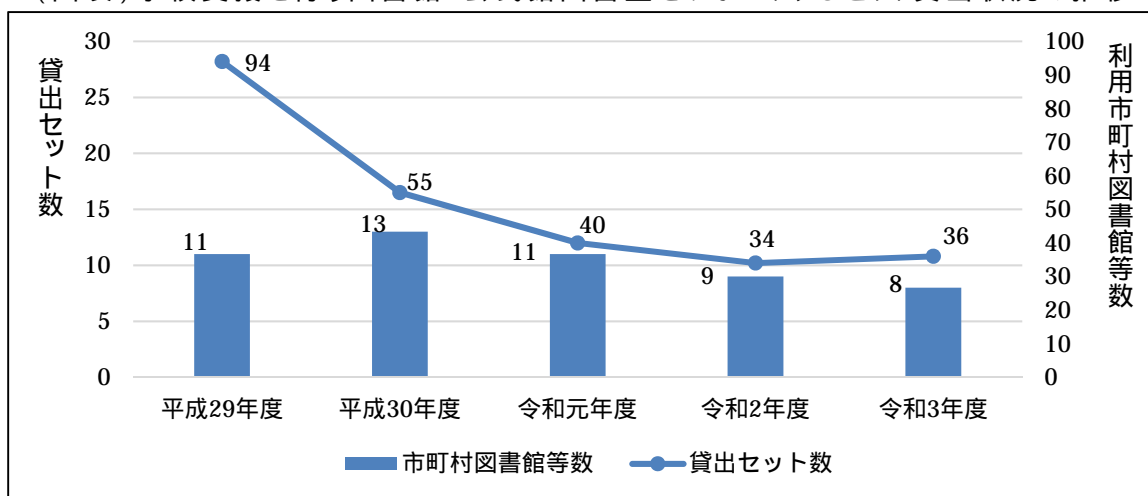
(出典:『令和3年度宮城県図書館振興基本計画評価』)

¹ 協力貸出: 当館が県内市町村図書館等へ自館の資料を貸し出すサービスのこと。市町村図書館等へ貸し出し、その市町村図書館等を通じて利用者に貸出しを行う。

2 学校図書館との連携

小・中学校及び特別支援学校に対して、図書資料をテーマ別・学年別にセットにし、市町村図書館等を通じて「学校支援を行う図書館・公民館図書室をサポートするセット(学サポセット)」の貸出しを実施し、市町村図書館等が行う学校支援活動のサポートを行ってきました。利用が徐々に減ってきているのは、市町村図書館等における学校図書館支援の取組が充実してきている表れであるとも言えますが、自治体によりその取組の充実度は異なっています。今後は、市町村図書館等の取組状況を把握するとともに、学校図書館のニーズを捉えたセット内容の組み替えや、市町村図書館等へ分かりやすい広報を行うといった環境整備が必要です。

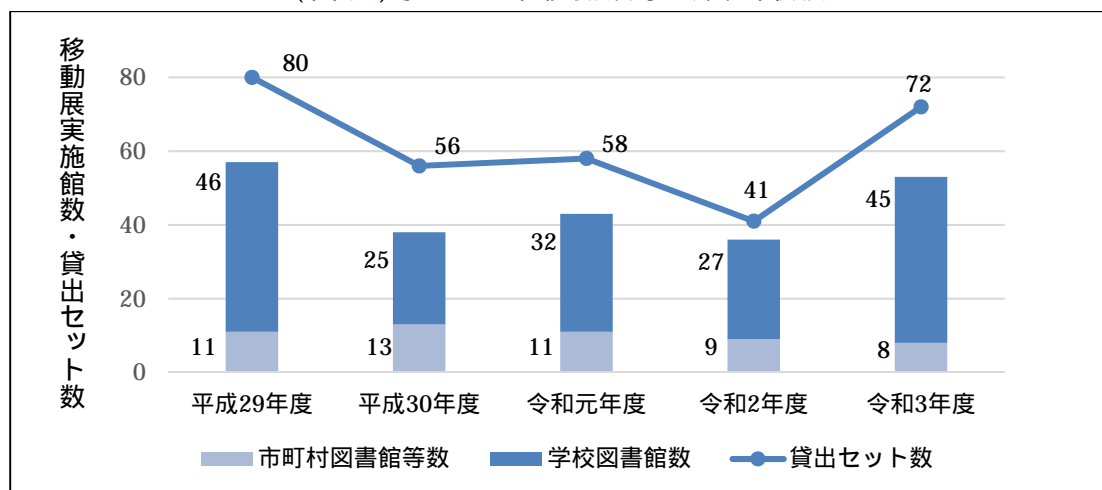
(図表) 学校支援を行う図書館・公民館図書室をサポートするセット貸出状況の推移



(出典:宮城県図書館『要覧』各年度版)

当館では、前年に出版された児童書の新刊を展示する「子どもの本展示会」を実施するとともに、展示した児童書200冊を1セットとして、市町村図書館等や学校図書館に貸し出す「子どもの本移動展示会」を例年行っています。この取組は多くの本を実際に手にする機会として貴重であり、子どもの読書環境づくりや読書活動の普及のために重要であると考えています。

(図表) 子どもの本移動展示会貸出状況



(出典:宮城県図書館『要覧』各年度版)

令和2年度から実施されている学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することと示されており、学校図書館の果たす役割は非常に大きいものと考えられます。これまでの自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能に加え、児童生徒の自主的、自発的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能が求められています。これからの学校図書館を支援する取組としては、資料の提供に加え、学校図書館で働く職員の能力向上・人材育成を視野に入れた取組が求められます。

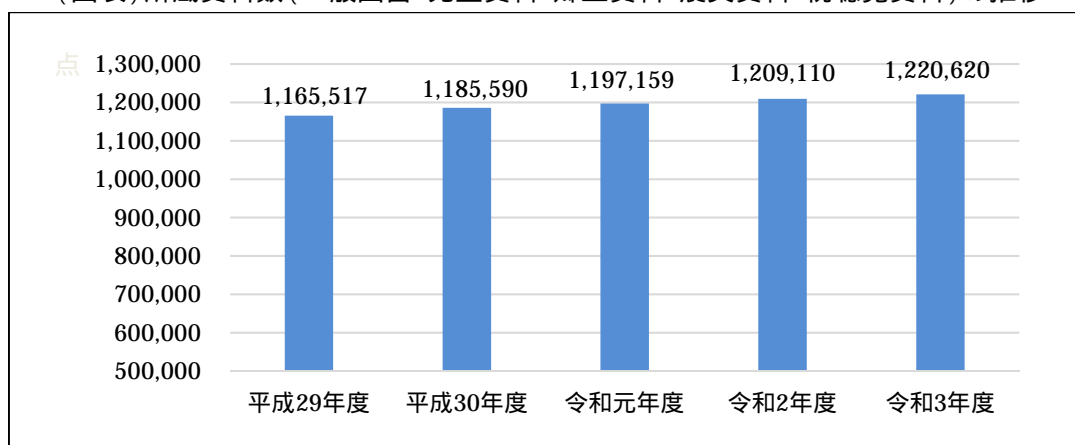
新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、国は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させることをねらいとする「GIGA スクール構想」を推進しており、児童生徒の1人1台端末等の ICT 環境を活用した新しい学びが開始されています。当館でも、種々の場面での活用を考慮し、所蔵資料のデジタル化を進めてデジタルアーカイブ「叡智の杜Web¹」等に公開していくなど、新たな視点を取り入れながら、児童・生徒のみならず様々な世代の学びに対して寄与する図書館サービスを検討していく必要があります。

¹ 叡智の杜Web：宮城県図書館の持つデジタルアーカイブであり、宮城県内公共図書館所蔵郷土関係論文目録、図書館関係記事索引、地域資料関係記事索引、宮城県図書館古典籍類所蔵資料のデータベースから構成されている。

3 資料収集及び利活用

資料収集については、「宮城県図書館資料収集方針」に基づき、特定の分野に偏ることなく、公平かつ長期的な視点に立ち、必要な資料を幅広く収集してきました。図書館では、レファレンスサービスを通じて、社会や地域コミュニティを支える活動の促進を図るための資料や情報を提供し、日常の仕事や活動の支援を行ってきました。少子高齢化の進展、社会情勢の変化・多様化に伴い、県民に生じる課題も多様化・高度化しています。その課題解決を支援するため、資料を書架に並べて利用者を待つだけでなく、文献リスト、パスファインダー¹、レファレンス事例集等を作成し、付加価値の高い情報発信を行ってきました。また、図書館の使い方、資料の検索の仕方、データベースの活用方法といった図書館の活用法を一般県民向けに講座として開放し、県民の情報リテラシー²の向上を図る取組も行ってきました。今後も継続して実施し、県民が自身で課題解決のための資料や情報へアクセスできるようサポートすることが重要です。

(図表) 所蔵資料数(一般図書・児童資料・郷土資料・震災資料・視聴覚資料)の推移



(出典:宮城県図書館『要覧』各年度版)

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークやオンライン授業等社会全体のデジタル化がより一層進展しました。図書館においても、サービスのデジタル化は課題となっており、図書館の利活用の推進のために、Webサービスの充実を図り、所蔵資料のデジタル化や社会情勢の変化に対応した新しいシステムの構築等、来館が困難な方にも使いやすい図書館となることが求められています。

読書バリアフリー法では、障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現を目指しています。県立図書館としてこの理念に寄与するために、資料収集の点からも検討することが必要です。アクセシブルな電子書籍(デイジー図書³・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)や点字図書・拡大図書等の収集・提供にあたり課題となる事項があれば、一つずつ解決していく必要があります。

¹ パスファインダー:特定のトピックやテーマ(主題)に関する資料や情報を収集する際に、図書館が提供できる関連資料や探し方が一覧できる案内。

² 情報リテラシー:情報を主体的に選択して活用していくための能力。情報を使いこなしていくための能力。

³ デイジー図書:電子書籍の一つ。デイジー(DAISY)はDigital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際基準規格を指す。

市町村図書館等を通じて当館の資料を利用する県民も多くいます。そのことを意識した資料収集を行い、市町村図書館等と連携したサービスの充実を一層図っていくことも必要です。また、図書館を、資料を活用する場所としてだけでなく、つながりを創り出すために人が集まる場所として様々な場面で活用していくことが期待されています。そのため、地形広場を活用したイベントや、読書活動に関するイベント等の企画を検討していく必要があります。

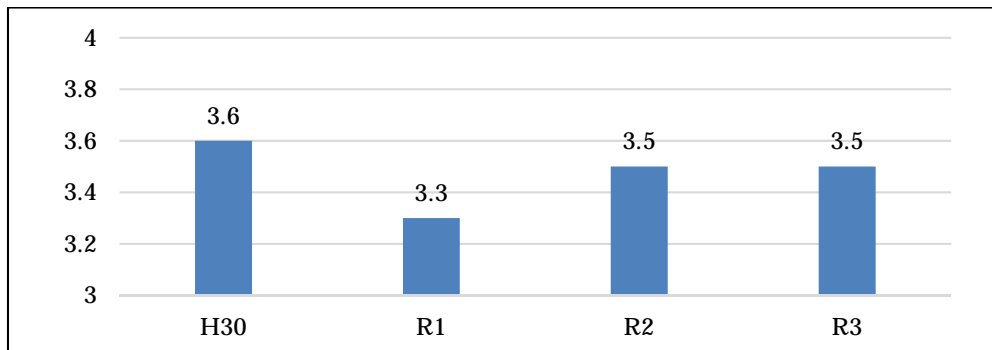
4 ボランティア活動の充実

当館におけるボランティア活動は1年間の登録制を基本とし、希望すれば継続して活動することも可能です。活動分野は書架整理¹(一般図書)、書架整理(児童図書)、視聴覚資料整理、図書館案内(展示室)、音訳、市町村図書館協力の6分野にわたっています。このほかに、読み聞かせ活動については、外部団体の登録制で、館内ではおはなし会などの活動をしています。

当館では、ボランティア登録者に対して、その活動を支援するための様々な研修を行っています。また、読み聞かせボランティアの研修は、登録団体のみならず、広く子どもの読書活動に関わる方々を対象に、県内全域から募り実施しています。このことは、各地域で活動する読み聞かせに関わるグループ等に活動と研修の機会を提供することとなり、地域ボランティアの育成につながってきています。

このようなボランティア活動を通じて、図書館のサービスがより充実したものなることはもちろん、ボランティア活動により、自身も人の役に立っていることへの充実感を得ることにつながります。あわせて、活動を通じて得られた知識等も、大きな満足感につながっています。

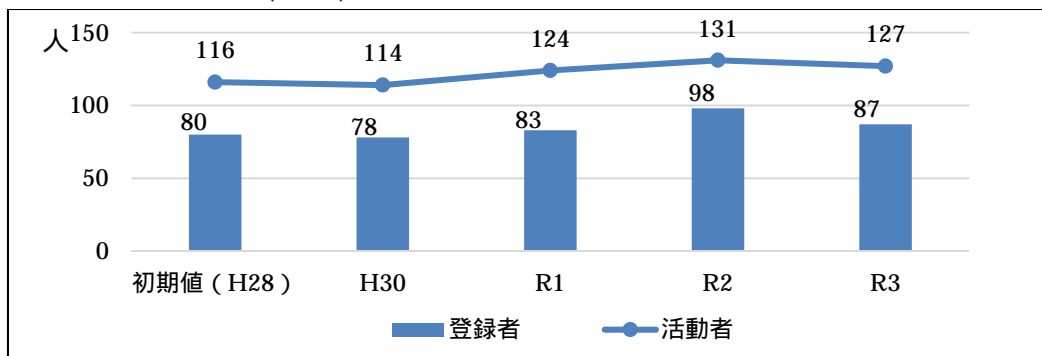
(図表) ボランティア活動満足度(4段階評価平均)



(出典:『令和3年度宮城県図書館振興基本計画評価』)

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている時期でも、ボランティアの登録数は減りませんでした。今後も活動の充実のためにさらなる検討が必要です。特に、社会貢献活動の場の創出という観点から検討していくことが重要です。例えば、視覚障害を持つ利用者の障害の種類や程度に応じた資料の提供については、現状の音訳ボランティアの活動だけでは十分に答えきれない面もあると考えられます。図書館職員と活動していただくボランティアの方々との連携や協働により、サービスのより一層の充実を図っていく必要があります。

(図表) ボランティアの登録者数及び活動者数



(出典:『令和3年度宮城県図書館振興基本計画評価』)

¹ 書架整理:返却された資料や、本来収めるべき場所と異なる場所に置かれた資料を、元の位置に配架すること。

5 県民が利用しやすい環境整備の推進

当館が現在地に新築移転してから、25年が経過しています。利用者にとって安全・安心で、利用しやすい施設であるために、改修工事や修繕に計画的に取り組んでいるところですが、老朽化に伴う予期せぬ不具合や、地震等の自然災害により施設被害が頻発しています。施設や設備の改修等については、常に計画を見直し、長く使える施設として維持していく取組が必要です。

(図表) 最近の主な施設整備等工事概要

年度	工事概要
令和3年度	・災害復旧壁天井柱改修工事 ・防水等改修工事 ・空調用中央監視設備改修工事
令和2年度	・エスカレーター設備修理工事 ・書見の道(南側)整備工事 ・エントランスガラス交換工事
令和元年度	・書見の道(北側)整備工事 ・書見の道看板等設置工事 ・受変電設備改修工事
平成30年度	・書見の道整備工事 ・エスカレーター修理工事 ・昇降機設備改修工事

利用しやすい図書館の整備には、バリアフリーの観点が重要です。読書バリアフリー法の趣旨に基づき、図書館の利用に障害があればそれを取り除く努力が求められています。「利用しやすい」図書館にするため施設整備のようなハード面からの視点と、図書館サービスの改善といったソフト面からの視点の両方から、検討が必要な時期と言えます。

6 研修の充実

司書をはじめとする職員は、資料とともに図書館を構成する重要な要素です。情報化社会の進展など社会情勢の様々な変化に的確に対応し、県民の課題解決に資する知識や専門性を備えるためには、職員の研修会や専門講座への計画的な参加を促し、能力の向上を図る必要があります。また、市町村立図書館等の職員に対する研修の企画運営も県立図書館としての重要な役割です。コロナ禍においてはオンラインによるオンデマンド研修や、オンライン併用によるハイブリッド型研修が普及しました。これらの研修形態は一定の研修効果を得ることができることから、より一層研究し、研修形態としてのオンライン活用は継続して実施していくべきと考えられます。一方、オンラインに偏ることなく、研修の特性を見極めつつ集合型研修についても実施に向けて取り組んでいくことも必要です。

長期的な視点に立った専門性と経営能力を備えた職員の計画的な育成や、司書の採用も含めた人材育成は大きな課題であり、継続的に取り組むことが求められています。

(図表) 最近の公共図書館等職員研修会のテーマ一覧

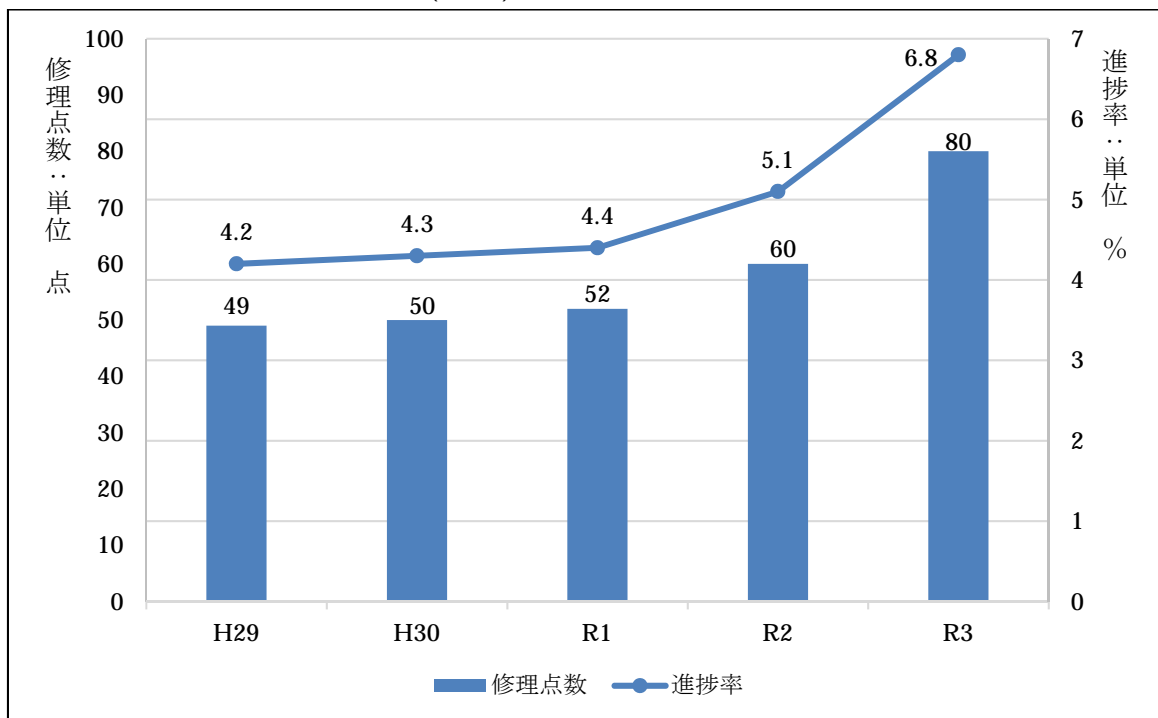
年度	研修テーマ
令和3年度	第1回 「図書館の概要・役割」「分類・排架の基礎と資料の基本的な取り扱い方」「MY-NETの操作について」
	第2回 「著作権概説」「図書館等の業務に関わる著作権支分権」「公立図書館における複写」「令和3年度著作権法改正」
	第3回 「レファレンス概説」「レファレンスに役立つ国立国会図書館のデータベース」「資料構成概説」
	第4回 「利用者接遇の基礎」「Public Relations」
令和2年度	第1回 「図書館の概要・役割」「NDCの基礎と資料の基本的な扱い方」「MY-NETの操作について」
	第2回 「著作権概説」「図書館等の業務に関わる著作権支分権」「公立図書館における複写」
	第3回 「図書館利用に障害のある人々への接遇」「図書館利用に障害のある人々のための資料概観」「資料保存の基礎」
令和元年度	第1回 「図書館の概要・役割」「NDCの基礎と資料の基本的な扱い方」「MY-NETの操作について」
	第2回 「児童書に関するレファレンスサービス」「図書館の危機管理」
	第3回 「味方づくりのためのPR戦略入門」
	第4回 「著作権の基礎」「学校図書館の取組」「市町村図書館の取組」
平成30年度	第1回 「図書館の概要・役割」「県図書館の利活用」「NDCの基礎と資料の基本的な扱い方」
	第2回 「レファレンスサービスの基礎」「レファレンスインタビューとは」
	第3回 「図書館における障害者サービス」「著作権の基礎」

7 郷土資料の保存

当館で所蔵する資料の中でも特に長期保存が求められる資料については、劣化・損傷の程度と資料的価値とのバランスを勘案し、貴重資料^{※1}保存修復事業を着実に継続して実施していく必要があります。原資料保護のため、資料利用に当たっては代替資料が求められます。しかしながら、代替資料がマイクロフィルムなどの資料も多く、利用者のニーズを考慮し、和古書^{※2}複製製作事業を進め、デジタル化を積極的に推進していく必要があります。

貴重資料保存修復事業・和古書複製製作事業のいずれについても、予算の継続的な確保と今後の利活用の推進を図ることが課題として挙げられます。デジタルアーカイブ「叡智の杜 Web」について、資料の公開数は順調に伸びているものの、その存在を知らない利用者も多くいると考えられることから、認知度を向上させていく取組が必要と考えられます。

(図表) 貴重資料修復状況



¹ 貴重資料:「宮城県図書館貴重書指定基準」により指定した資料的価値が高いと認められる資料をいう。主に和古書漢籍等がある。

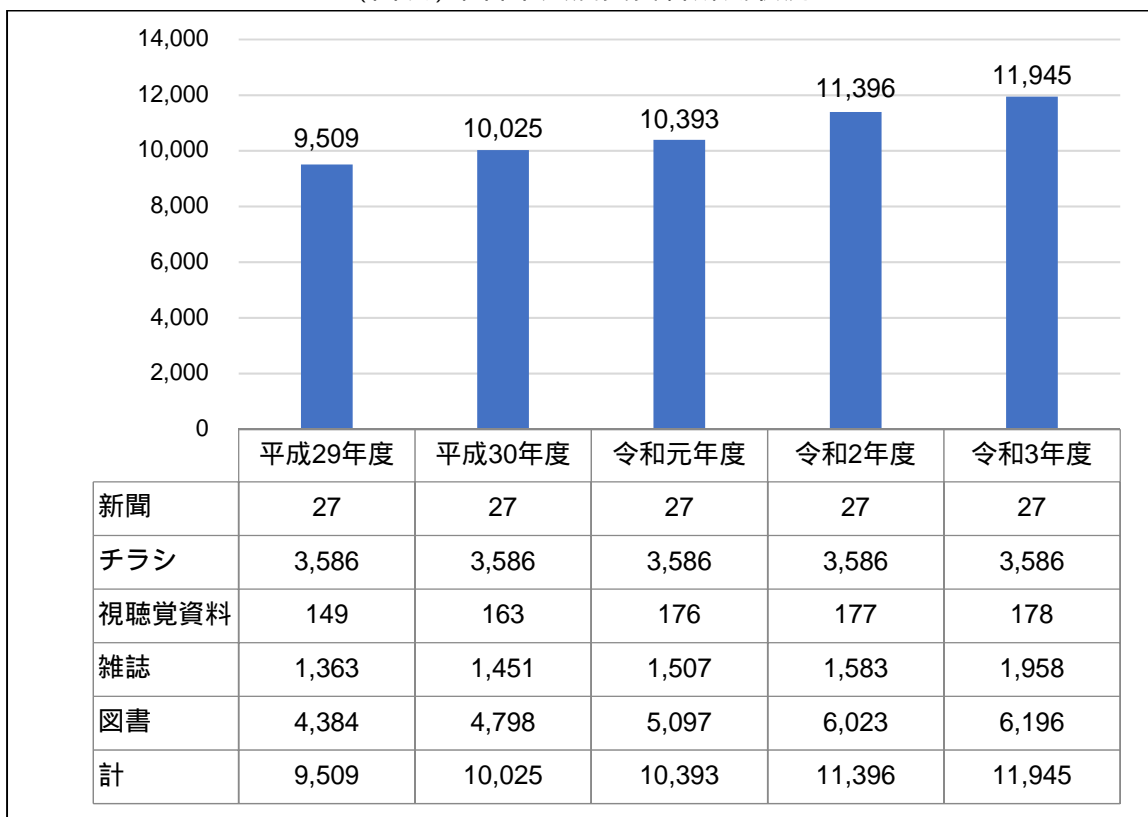
² 和古書漢籍:和古書は日本語で書かれ、日本で出版された日本人の著作のうち、主として明治より前に刊行された図書をいう。なお、当館では明治時代に出版された、袋綴等の古い装丁の書籍も含む。漢籍とは、漢文で書かれ、中国人が著した図書のこと。日本における翻刻本や翻刻(写本をもとにして木版または活版によって刊行した書物)にあたり訓点を施したものも含む。

8 東日本大震災関係

当館では、東日本大震災に関する資料収集のため、宮城県関係機関及び連携市町村、県内公立学校、社会福祉協議会等の各種団体に資料提供を依頼し、資料の充実を図ってきました。時間の経過とともに資料の収集は困難な状況となってきていますが、今後も震災関連資料に関する情報入手に努め、関係機関と連携し、より一層の資料の充実を図る必要があります。

さらに、当館では、東日本大震災関連資料を防災・減災に生かすために県内全市町村と連携・協力して構築したデジタルアーカイブシステム¹「東日本大震災アーカイブ宮城²」の管理・運用を行っています。未公開となっている資料が存在することから、これらの整理を進めるとともに、連携市町村³や宮城県関係機関等と連携し、利活用の推進を図ることが求められています。

(図表) 東日本大震災資料所蔵状況



チラシの数は「東日本大震災文庫ファイル」公開数のみ集計
(出典:宮城県図書館『要覧』各年度版)

¹ デジタルアーカイブシステム: デジタル資料を記録・保存・公開するシステムを指す。

² 東日本大震災アーカイブ宮城: 東日本大震災に関する記憶の風化を防ぐとともに、防災・減災対策や防災教育等に関する効果的な利活用を図るため、県と県内35市町村が連携・協力し構築した資料をWeb上で公開するデジタルアーカイブシステム。

³ 連携市町村: 東日本大震災アーカイブ宮城管理運営協議会の構成員である33市町村を指す。

6 基本方針

当館の使命は、「図書館法」の理念に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して県民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する図書館として、文化や教育、産業の振興等に寄与することです。また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、資料や情報の提供等、県民に対する直接的なサービスを実施するほか、読書活動の振興を担い、地域の情報拠点として県民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるとともに、誰もが読書の恩恵を享受できる、読書バリアフリー社会の実現を目指しつつ、県民の需要を広域的かつ総合的に把握し、図書館のための図書館として、市町村図書館等の支援や県内全域の図書館間の連絡調整等の推進に努めることが望まれます。

当館は、これからも市町村図書館等との連携・協力関係を通じて、当館を中核とした図書館ネットワーク体制の充実とデジタル技術を活用したサービスにより、図書館サービスのさらなる質的向上に努めるほか、誰もが生涯にわたり学ぶことができるような環境づくりや県民との連携等による学びの活性化を推進します。

この使命を果たすために、次のように基本方針を掲げます。

県内全域の図書館ネットワークのより一層の連携・強化とデジタル技術を活用したサービスにより、図書館サービスの向上を図ります。また、県民誰もが生涯にわたり学ぶことができる環境づくりを支援するとともに、県民との連携等による学びの活性化を推進します。

7 目標

基本方針の実現に向けて、具体的には、次の 4 つを本計画の目標とし、さらに 10 の施策の方向性を掲げ、具体の事業に取り組んでいきます。

- 1 宮城県図書館を中核とした市町村図書館等とのネットワーク体制の充実を図るとともに、県内全域の図書館サービスの充実・向上を図ります。

当館のサービスは、市町村図書館等との連携・協力関係を通じて間接的に実現される部分が多いことから、図書館ネットワーク体制の充実・強化を図り、市町村図書館等への資料の提供や運営相談、図書館等職員を対象とした各種研修の実施により、県内全域の図書館サービスの質的向上を図ります。また、生涯にわたる読書活動の推進に努めるほか、学校図書館との連携を推進し、次世代を担う子どもの読書環境の充実を図ります。

- 2 社会の変化に対応した多様な図書館サービスを提供します。

県民のニーズや社会の要請に応えるための充実した図書館サービスの提供に努めるほか、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい図書館を目指します。また、図書館は文化や教養・レクリエーション等に資する資料を広く備え、知的関心に応えてくれる施設であると同時に、自らが課題を解

決するための図書、記録その他の資料や情報を得られる施設でもあります。そのため、課題解決に必要な資料収集とレファレンスサービスの充実に努めるほか、ICT を活用したサービスの充実とともに、デジタル化した資料の利活用の推進を図ります。

さらに、充実したボランティア活動ができる環境を整備し、社会参加型の生涯学習の場として県民が有効利用を図ることができるよう努めます。

3 図書館機能を十分に発揮するための資料、施設の充実と職員の能力向上を図ります。

県民が必要とする資料を「宮城県図書館資料収集方針」に基づき、公平かつ長期的な視点に立ち、特定の分野に偏ることなく、幅広く収集できるよう努めます。また、県民が利用する施設として、安全・安心かつ快適に利用できるよう施設の維持・充実に努めます。

さらに、当館運営に関し必要な人材の確保とともに、職員の専門性を高めるための計画的育成により、その成果を図書館サービスに生かしながら、県民が利用しやすい図書館環境整備を促進します。

4 郷土資料や東日本大震災関連資料を収集するとともに、適切に保存・整理し、利活用の推進に努めます。

郷土資料を活用し、次世代を担う人たちに歴史や文化を伝えるため、今後も郷土資料の収集に力を入れるとともに、必要な資料の修復や複製資料の作成、媒体変換などを行い、適切な長期保存と活用に努めます。また、東日本大震災に関連する資料の収集と整理を行い、「東日本大震災アーカイブ宮城」の充実に努めていくほか、後世に伝えるべきものとして、外部機関と連携し、利活用の推進や積極的な情報発信に取り組みます。

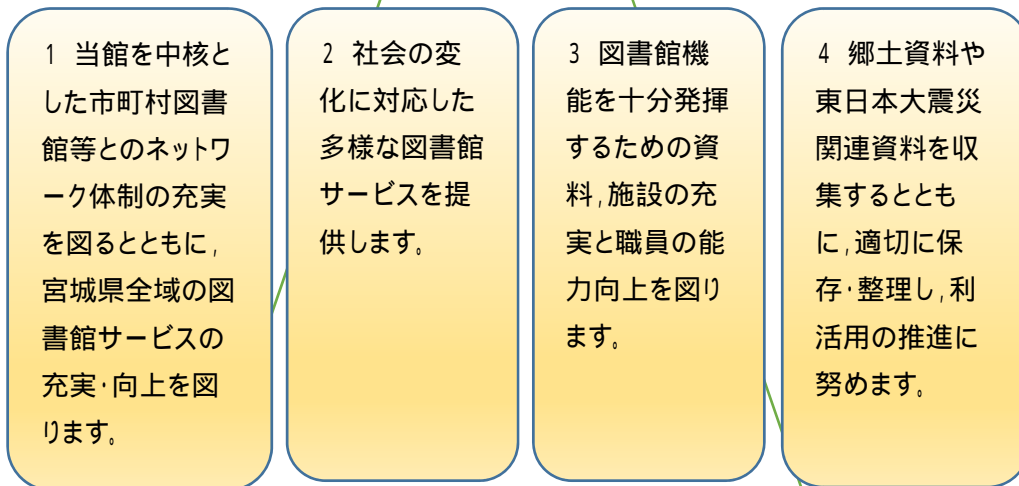
8 施策の全体体系

本計画では、当館の使命を果たすための「基本方針」と、その実現に向けて4つの「目標」のもと、10の「施策の方向性」を掲げ、具体的な事業の実施に向けて取り組んでいきます。

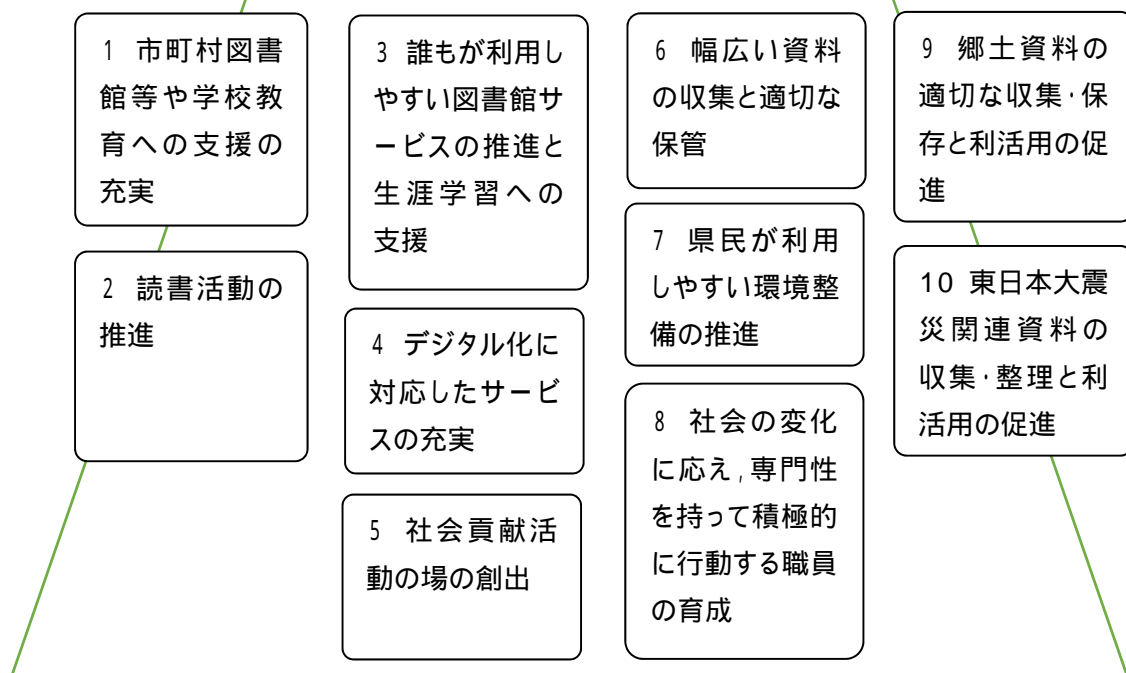
基本方針

県内全域の図書館ネットワークのより一層の連携・強化とデジタル技術を活用したサービスにより、図書館サービスの向上を図ります。また、県民誰もが生涯にわたり学ぶことができる環境づくりを支援するとともに、県民との連携等による学びの活性化を推進します。

目標



施策の方向性



9 施策の方向性

1 市町村図書館等や学校教育への支援の充実

多様化する県民の課題を解決するため、市町村図書館等との情報の交換や共有化による連携を図る中核として、全県的な図書館サービスの拡充に取り組み、県民の図書館利用の促進に努めます。また、次世代を担う子どもたちの読書環境の充実を図るため、学校図書館との連携を推進し、支援を行います。

主な取組

- ・ 宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY-NET)を利活用し、当館から市町村図書館等への協力貸出、当館・市町村図書館等間の相互貸借¹、及びレファレンス、情報交換等がより効果的に行われるように努めます。
- ・ 市町村図書館等を訪問し、各館の現状や課題を把握し、情報の提供や収集及び運営相談、助言等を行います。また、市町村図書館の新設等に伴う支援を行います。
- ・ 市町村図書館等の住民サービスと利用促進につなげるため、当館から直接館外貸出を受けた資料を、市町村図書館等を通じて返却できるようにし、当館から遠隔地等に在住する県民の利便性の向上を図ります。
- ・ 市町村図書館・学校図書館等への人材育成面での支援として、研修(階層別研修、専門分野研修等)を提供します。
- ・ 当館の子どもの本展示会で展示した児童書を貸し出す移動展示会を、希望する小・中学校及び特別支援学校で実施し、児童書のさらなる活用を図ります。
- ・ 幅広い内容の本をテーマ別・対象学年別に組んだセット資料を、市町村図書館等を通じて小・中学校に貸し出します。また、高等学校や市町村図書館等に対する貴重資料の複製を貸し出します。
- ・ 学校図書館運営を側面から支援するため、高等学校を対象に出前講座及び情報交換を行います。また、学校の求めに応じ、当該図書館に一般図書や児童書の貸出しを行います。
- ・ 学校等団体による当館の見学や資料閲覧などの利用促進に努めます。
- ・ 教育活動の一環として行う学校の調べ学習・職場体験学習を支援するため学校と連携を図り、当館資料の活用を促進するとともにホール養賢堂や研修室の施設を団体利用に供します。

¹ 相互貸借：公共図書館及び公民館等読書施設等が相互に資料の貸借を行うこと。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
市町村図書館等協力貸出冊数	12,946冊	14,240冊
学校図書館担当教諭研修等への当館職員講師派遣数	25人	27人
公共図書館等職員研修会参加者満足度(4段階評価の平均)	3.7	3.8
子どもの本移動展示会(会場数・セット数)	61会場 72セット	67会場 79セット
学サポセットの貸出件数	8件 (32セット)	10件 (40セット)
複製資料貸出件数	22件	24件
学校等団体の施設見学数	7団体 303人	12団体 500人

構成事業

事業名	事業概要
図書館ネットワークシステム運営事業	宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY-NET)の更新に伴う利便性向上及び安定した運用を行う。
協力業務運営事業	協力貸出及び相互貸借の周知の強化を行い、広く県民に対し充実した図書館サービスを提供する。
公立図書館等連絡会議	公立図書館等間における連携協力や情報交換を行う。
巡回相談	支援と連携・協働を進めるため、市町村図書館等を訪問し、運営相談及び情報提供等を行う。

市町村図書館等返却サービス ¹	遠隔地等に在住する県民の利便性向上を図るため、当館窓口で貸し出した資料を市町村図書館等へ返却できるサービスを提供する。
公共図書館等職員研修	市町村図書館等職員・学校司書等を対象とした研修を実施し、知識と技能習得を図る。
子どもの本移動展示会	小・中学校・特別支援学校及び市町村図書館等に子どもの本展示会で展示した児童書を貸し出す移動展示会を開催する。
学サポセットの貸出事業	学校支援を行う図書館・公民館図書室をサポートするセット(学サポセット)を貸し出し、市町村図書館等と小・中学校との協力・連携への側面的な支援をする。
複製資料貸出事業	高等学校や市町村図書館等に当館所蔵貴重資料複製資料や古典名作複製資料の貸出しをする。
学校図書館支援事業	学校図書館に一般図書や児童書の貸出しを行うほか、高等学校を対象に出前講座や情報交換を行う。また、市町村図書館等と学校図書館との協力・連携の推進のため、当館は側面的な支援をする。

¹ 市町村図書館等返却サービス: 当館資料のうち、当館窓口から直接館外貸出を受けた資料を、市町村図書館等を通じて返却できるサービスのこと。

2 読書活動の推進

読書活動は、子どもから大人まで全ての県民が自ら学び、自ら考える力を付け、豊かな人生を送るために貴重な役割を果たしてくれる有意義な文化的活動です。

読書活動を推進するため、家庭や学校、地域が一体となって、読書習慣を身に付けた子どもを育成していくとともに、その読書習慣を大人になっても持ち続け、生涯にわたって読書に親しむことができるよう支援します。また、多くの県民に図書館に足を運んでもらえるような環境づくりと、県内図書館ネットワークの中核施設として県民へのサービス向上に努めます。

主な取組

- ・ 生涯にわたる読書活動の促進のため、各世代に対応した資料を収集し読書環境を整備するとともに、県民の読書ニーズをとらえたサービス機能の強化を図ります。
- ・ 宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY-NET)を活用し、当館から市町村図書館等への協力貸出、当館・市町村図書館等間の相互貸借、及びレファレンス、情報交換等がより効果的に行われるように努めます。(再掲)
- ・ 県民の生涯学習支援の一環として、より多くの学習機会を提供するために、当館所蔵資料等を活用した事業等を実施します。
- ・ 子どもの読書環境や読書活動促進のため、児童書や児童文学賞作品、「小中学生のための読書案内『本のいずみ』」に紹介した資料を展示する「子どもの本展示会」を開催します。
- ・ 子どもの読書活動を推進する担い手の育成とさらなる資質向上を目的として、興味のある県民を対象におはなし会を行う基本的知識と技能を習得するための研修を実施します。
- ・ 当館の子どもの本展示会で展示した児童書を貸し出す移動展示会を、希望する小・中学校及び特別支援学校で実施し、児童書のさらなる活用を図ります。(再掲)
- ・ 幅広い内容の本をテーマ別・対象学年別に組んだセット資料を、市町村図書館等を通じて小・中学校に貸し出します。また、高等学校や市町村図書館等に対する貴重資料の複製を貸し出します。(再掲)
- ・ 県民の読書活動推進のためのイベントを開催するとともに、当館の所蔵資料を活用した講座や施設の特徴を生かしたイベントを開催し、多くの県民に図書館へ足を運んでもらえるよう努めます。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出冊数	3.61冊	3.97冊
子どもの本展示会来場者数	延べ1,732人	延べ1,900人
よみきかせ等研修会受講者数	延べ98人	延べ110人

構成事業

事業名	事業概要
世代別コーナーの設置・資料の充実	ビジネス支援コーナーや YA コーナーなど各世代に対応したコーナーを設置するとともに、該当分野の資料を充実させることにより、読書環境の整備を図る。
協力業務運営事業(再掲)	協力貸出及び相互貸借の周知の強化を行い、広く県民に対し充実した図書館サービスを提供する。
レファレンスサービスの充実	多様な読書ニーズに対応できる資料や情報を提供するため、資料や職員体制の整備を図り、レファレンスサービスの周知と機能の強化を図る。
パスファインダーの作成・公開	パスファインダーを作成し、利用者に配布するとともに、ホームページに公開する。
読書案内の発行	「小中学生のための読書案内『本のいずみ』」を発行し、おすすめの本を紹介する。
子どもの本展示会	前年出版の児童書や児童文学賞受賞作品及び読書案内に掲載した児童書等を展示し、読書活動促進を図る。
よみきかせ等研修会	よみきかせ等の担い手の育成と能力向上を目的として、基本的知識と技能の習得をするための研修会を実施する。
子どもの本移動展示会(再掲)	小・中学校・特別支援学校及び市町村図書館等に子どもの本展示会で展示した児童書を貸し出す移動展示会を開催する。
学サポセットの貸出事業(再掲)	学校支援を行う図書館・公民館図書室をサポートするセット(学サポセット)を貸し出し、市町村図書館等と小・中学校との協力・連携への側面的な支援をする。
複製資料貸出事業(再掲)	高等学校や市町村図書館等に当館所蔵貴重資料複製資料や古典名作複製資料の貸出しをする。
図書館ツアー	図書館のサービスや仕事を知ってもらうため、バックヤード等を含めた館内案内を行う。
ビブリオバトル	他の人にすすめたい本を紹介し合い、どの本が一番読みたくなったかを参加者全員で投票して「チャンプ本」を決める、知的書評合戦とも言われるビブリオバトルを実施する。
広報の強化	図書館の利用方法や提供するサービス、イベント等の情報について、報道機関へ積極的に情報提供するとともに、広報誌「ことばのうみ」やホームページ、Twitter、や YouTube などの SNS を活用した広報を行う。

3 誰もが利用しやすい図書館サービスの推進と生涯学習への支援

読書バリアフリー法の趣旨に鑑み、誰もが利用しやすい図書館を目指し、障害で図書館の利用が困難な方や高齢者等へのサービスの充実とその周知に努めます。

県民の生涯学習の機会を確保することに努め、社会や地域コミュニティを支える活動の促進を図るための資料や、生活、仕事、地域社会等に関する課題解決のための情報を提供し、日常の仕事や活動の支援を行います。広く外部の組織や団体と連携し、多様な資料・情報の提供に努めます。また、展示企画の際に図書館所蔵の資料を積極的に紹介していきます。

主な取組

- ・ 障害で図書館の利用が困難な方向けのサービスを充実させるとともに、そのような障害のある方やその周囲の方向けに広報活動を活発に行い、図書館の利用を推進します。
- ・ 視覚障害者や目で字を読むことが困難な方々に、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ¹」を活用して、点字やデジータ等の情報を提供し、サービスの拡充を図ります。
- ・ 誰もが利用しやすい図書館サービスの拡充を図るため、各カウンターへのコミュニケーションボード²やリーディングトラッカー³など、障害者用の機器・支援用具の導入を進めていきます。
- ・ 高齢者など小さな文字を読むことが困難な方や通常の本を読むことが困難な方向けに、大活字本やLLブック⁴などの資料を積極的に収集し提供するなど、サービスの充実を図ります。また、障害で来館が困難な方向けの郵送サービスにも力を入れていきます。
- ・ 職員対象の研修会を実施し、様々な障害を持った方の利用に対応できるよう努めます。
- ・ レファレンスサービスの充実と利用促進に努めます。
- ・ 県民が課題を自身で解決するための支援として、資料検索端末やデータベース等の利用の仕方に関する図書館使い方講座を実施します。また、特定のテーマに関する各種情報や探し方が一覧できるパスファインダーを作成して配布するとともに、ホームページに公開します。
- ・ 県民の生涯学習支援の一環として、より多くの学習機会を提供するために、当館所蔵資料等を活用した事業等を実施します。(再掲)
- ・ 県民のニーズや様々な知的好奇心に応えるために、各種講座やセミナーを実施します。また、各コーナー、フロアにおいて様々なテーマに基づいた特色ある企画展示を行います。

¹ サピエ:視覚障害者や文字の認識に障害のある方に対して、点字、デジータ録音図書データをはじめ、地域・生活情報等を提供している視覚障害者情報総合ネットワークの名称。

² コミュニケーションボード:窓口でよく使う言葉を、やさしい文字とピクトグラムで並べたもので、話すことが難しい障害者や外国人の方が、言葉でうまく意思や状況を伝えられない場合に、伝えたいピクトグラムを指さして相手との意思疎通を図ることができるツールの名称。

³ リーディングトラッカー:ディスレクシア等の文字がうまく読めない人のために、読みたい特定の行や単語に焦点を当てて、読み進めるための読書補助具。

⁴ LLブック:知的障害、読書障害(ディスレクシア)など、通常の活字図書の利用が困難な人にも理解できるように、図や写真を多く使うなどの工夫をして書かれた本。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
郵送貸出の利用件数(障害者サービス)	621件	650件
子どもの本移動展示会(会場数・セット数) (再掲)	61会場 72セット	67会場 79セット
レファレンス(資料案内・利用案内)件数	21,743件	23,900件
レファレンス事例の公開数	1,658事例	2,500事例
講座参加人数(図書館使い方講座)	18人	20人
学校等団体の施設見学数(再掲)	7団体 303人	12団体 500人

構成事業

事業名	事業概要
障害者サービスの充実	視覚障害者情報総合ネットワーク「サビエ」を活用して、点字やデージーデータ等の情報を提供し、障害者サービスの充実を図る。また、大活字本やLLブック、コミュニケーションボードやリーディングトラッカーなど、障害者向け視聴覚資料の収集や機器・支援用具の整備を進める。
障害者サービスの広報	関係機関や施設、及び特別支援学校等へ当館で行っているサービスの広報を積極的に行うことで、障害者本人だけでなく、その周囲の家族や支援者にも周知を図る。
レファレンス事例の公開	県民の情報リテラシーの向上に資するよう、レファレンス事例を国立国会図書館のレファレンス協同データベース ⁵ に公開するとともに、当館のホームページからアクセス可能にする。
図書館使い方講座	資料検索端末やデータベース講習を実施し、利用者の情報リテラシーの向上を図る。
パスファインダーの作成・公開(再掲)	パスファインダーを作成し、利用者に配布するとともに、ホームページに公開する。
「ことばのうみ」発行	当館に関する理解と関心を高めるため、広報誌「ことばのうみ」を発行して配布を行うとともに、ホームページに公開する。
各コーナーの企画展示及び情報エントランスみやぎ展示	各フロアやコーナーで本の企画展示を行うとともに、エントランスホールを活用し、宮城県や他の外部機関等と連携した展示を行い、県民に様々な情報を提供する。

⁵ レファレンス協同データベース: 国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築する調べ物のための検索サービスのこと。

4 デジタル化に対応したサービスの充実

宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY-NET)を更新し、より機能性を高め、県民の利便性向上に努めます。社会情勢の変化に対応し、ICTを活用したサービスの充実やデジタル化した資料の利活用の推進を図ります。また、ホームページやSNS等を活用し、常に最新の情報を提供します。

主な取組

- ・ 宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY-NET)を更新し、従来のサービスだけではなく、新しいサービスも加えてより利便性を高めていきます。
- ・ 著作権法の改正に伴い、メール等による複写物の公衆送信サービスの実施を進めていきます。
- ・ 各種講座やイベント等について、動画配信などのオンラインサービスを拡充します。
- ・ 公共図書館等職員研修などについて、オンラインを活用し、直接来館しなくても参加できるハイブリッド形式でも実施します。
- ・ 著作権保護期間の満了した資料や貴重資料をはじめとする所蔵資料のデジタル化と公開を進め、来館が困難な方にも使いやすい非接触型図書館サービスの提供に努めます。
- ・ ホームページ等 Web サービスを充実させ、最新の情報を発信していきます。また、SNS等を活用し、図書館全体の活動に関する情報を提供します。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
デジタルアーカイブ「叡智の杜Web」デジタル画像等公開数	2,787点	2,985点

構成事業

事業名	事業概要
図書館ネットワークシステム運営事業(再掲)	宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY-NET)の更新に伴う利便性向上及び安定した運用を行う。
公衆送信サービスの 実施	著作権法の改正に伴うメール等による複写物の公衆送信サービスを円滑に実施する。
ICT を活用したサービスの向上	ICT を活用した非接触型図書館サービスの向上を図る。
資料のデジタル化とデジタル化した画像等の公開	古典籍等の貴重資料だけではなく、視聴覚資料(16ミリフィルム、紙芝居等)も含め、著作権を確認しながら、デジタル化と当館デジタルアーカイブ「叡智の杜Web」での公開を進める。
Web サービスの充実	ホームページや SNS 等を活用し、当館のイベントや最新の情報を発信する。

5 社会貢献活動の場の創出

県民の自由意志に基づく生涯学習の一環としてボランティア活動の場を提供し、県民の当館への理解の促進と県民の参加による図書館の振興を図ります。また、活動に当たっての必要な基礎知識と技能を習得するための研修会や養成講座を実施し、充実したボランティア活動ができるよう支援します。

主な取組

- ・ ボランティア登録により、書架整理・展示室等案内・音訳による障害者支援・16 ミリフィルム等の視聴覚資料点検整理等の活動分野において、職員やボランティア同士のコミュニケーションを図りながら活動を支援します。
- ・ 登録した活動分野以外でも、図書館行事等において活動の場を提供できるよう努めます。
- ・ ボランティア登録者以外についても、充実したボランティア活動ができるよう、生涯学習の一環として活動の場を提供します。
- ・ ボランティア活動に必要な基礎的知識や技能を習得するための研修体制を充実させます。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
ボランティア活動者数(うち当館登録者数)	127人(87人)	132人(92人)
ボランティア活動満足度(4段階評価の平均)	3.5	3.6

構成事業

事業名	事業概要
ボランティア活動支援	当館におけるボランティア活動のサポート体制の充実により、活動を支援する。
ボランティア養成講座	ボランティア活動に必要な基礎的知識や技能の習得を目的とした一般講座・専門講座・全体研修会を実施する。
よみきかせ等研修会(再掲)	よみきかせ等の担い手の育成と能力向上を目的として、基本的知識と技能の習得をするための研修会を実施する。

6 幅広い資料の収集と適切な保管

特定の分野に偏ることなく、県民が必要とする資料を「宮城県図書館資料収集方針」に基づき、幅広く収集します。電子書籍等の従来とは異なる媒体で提供される資料の収集について検討していきます。また、これまで取り組んできた「県内最後の1冊¹」の保存の在り方を含め、「図書館のための図書館」として市町村図書館等に対する資料保存センターの役割や、資料を適切に保存するための書庫の確保についても検討していきます。

宮城の郷土資料等を中心としたデジタルアーカイブ化により長期的な資料の保存に努めます。また、活字図書を利用することが困難な方のための各種資料を幅広く収集します。

主な取組

- ・ 資料について県民のニーズを把握し、公平性、有効性を考慮し、特定の分野に偏ることなく、可能な限り幅広く収集するとともに、新刊書の購入割合を増やし、資料の更新・整備を行います。
- ・ 視聴覚資料の点検、整備、適切な保存に努めます。また、16ミリ映画フィルム等のデジタル化を検討します。
- ・ 大活字本・点字図書・LLブック・録音資料など活字図書を利用することが困難な方のための各種資料を幅広く収集します。(再掲)
- ・ 資料の種類に応じて、適切に保管する書庫の確保を検討します。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
デジタルアーカイブ「叡智の杜Web」デジタル画像等公開数(再掲)	2,787点	2,985点
資料受入数	16,646点	18,200点

¹ 県内最後の1冊:当館を含めて市町村図書館等の中で、1館のみが所蔵している資料のこと。

構成事業

事業名	事業概要
図書館資料整備事業	「宮城県図書館資料収集方針」に基づき、公平かつ長期的な視点に立ち、必要な資料を幅広く収集する。また、多くの利用に耐え、適切な保存が可能となるよう資料の整備を行う。
ICT を活用したサービスの向上(再掲)	ICT を活用した非接触型図書館サービスの向上を図る。
書庫確保の検討	書庫の狭隘化による、必要な資料収集の制限とならないように、また、県民サービスの低下とならないように、書庫の確保を検討する。
音訳図書の作成	当館で所蔵している墨字図書 ² について、リクエスト等をもとに外部団体等との連携も含め音訳図書の作成を行う。

² 墨字図書：紙またはこれに準じた媒体上に文字情報が記録されている資料。

7 県民が利用しやすい環境整備の推進

利用者にとって安全・安心で、利用しやすい施設であるために、改修工事や修繕等に取り組んできました。しかしながら、現在地に移転新築してから25年が経過し、老朽化が課題となっています。県民が安心かつ快適な環境で利用できるよう環境整備を推進します。また、県民の意見を参考に運営面や施設面の見直しを随時行いながら、利用者のマナーアップを推進し、より多くの県民に活用されるよう努めます。

主な取組

- ・ 当館の施設設備を適切に維持管理し、県民が快適な環境のもとで利用できるよう努めます。また、施設や設備の改修等、中長期的な保全計画を推進します。
- ・ 視覚や聴覚等様々な障害を持った方や高齢者の方が利用しやすいユニバーサルデザインを意識した環境の整備に努めます。
- ・ 誰もが利用しやすい図書館サービスの拡充を図るため、デジタルサイネージ¹の導入を進めるとともに、緊急時用点滅ランプ・モニター等の整備を検討します。
- ・ 職員のサービス向上と利用者のマナーアップ推進を図るキャンペーン活動を継続実施し、利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 「ご意見カード²」や利用者から寄せられた意見をもとに、適宜改善や考慮すべき事項の見直しを行います。
- ・ 広報やSNS等を活用し、図書館を今まであまり利用したことのない県民へも届くように、情報発信の強化に努めます。
- ・ 図書館グッズの作成、地形広場等の施設を活用してのイベントなど、人が集まりつながりを生む仕掛けづくりを進めます。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
当館入館者数	317,503人	330,000人
企画展・常設展の入場者数	25,327人	27,850人
「ご意見カード」投書のうち「満足」「やや満足」の占める割合	71.9%	74.0%

¹ デジタルサイネージ:情報通信技術を用いてターゲットに適したコンテンツを適宜表示するデジタル掲示板。

² ご意見カード:県民に宮城県のサービスについての評価・ご意見を所定の用紙に記入していただき、県民サービスの向上や改善に役立てるもの。

構成事業

事業名	事業概要
図書館施設整備事業	当館管理運営及び施設設備の維持管理を行い、快適に利用できるよう環境を整備する。
サービス向上マナーアップキャンペーン	職員によるサービス向上と利用者のマナーアップ推進を図るキャンペーン活動を実施する。また、市町村図書館等にも共同で実施するよう促す。

8 社会の変化に応え、専門性を持って積極的に行動する職員の育成

県民から必要とされる図書館で在り続けるためには、職員が専門性を高めるとともに、社会や県民のニーズを把握し、変化を恐れず自ら行動していく必要があります。そのため、オンラインを含め積極的に各種研修会・会議等へ参加し、利用者の課題解決に資する専門知識やスキルを備えるとともに、計画的な人材の確保・育成に努めます。また、ICTを活用した事務の効率化により、自主的な学習・研究に取り組める環境をつくり、日頃から能力の向上を図ることができるようにします。さらに、職員が県民参加の講座や市町村図書館等職員向けの研修の企画運営を行い、自ら講師を務めるなど、知識やノウハウを県全域の図書館へ還元できるようにします。

主な取組

- ・ 図書館サービスのさらなる充実を目的として、オンラインを含む各種研修や会議等に積極的に職員を派遣し、一人ひとりの能力向上を図るとともに、職員間での共有を図ります。
- ・ 専門職員の採用も含めた人材の確保とジョブローテーション等による計画的育成により、専門性を強化し高度な人材の育成に努めます。
- ・ 県図書館職員の自主的な学習・研究に取り組める環境をつくるため、ICTを活用した事務の効率化を目指します。
- ・ 社会や県民のニーズに応えるため、外部の団体や専門機関との連携を深めその知見を活用するほか、必要に応じて館内の部署を超えたプロジェクトチームの設置や行事の開催等に取り組めます。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
図書館業務関連研修受講者延べ人数	14人	20人
当館職員が講師等で活動した延べ人数	25人	27人

構成事業

事業名	事業概要
図書館管理運営事業	組織運営及び人材育成に関し、当館職員が専門知識やスキルを高めるため、各種研修会や会議等に職員を派遣し、計画的な人材確保・育成に努める。
公共図書館等職員研修(再掲)	市町村図書館等職員・学校司書等を対象とした研修を実施し、知識と技能習得を図る。
出前講座	市町村図書館等業務の専門的知識習得と技術力向上を支援するため研修会等へ当館職員を派遣する。

9 郷土資料の適切な収集・保存と利活用の促進

宮城の歴史や文化を永く後世に伝えるため、今後も郷土資料の収集に力を入れていきます。また、和古書漢籍や絵図・地図等の貴重資料をはじめ、明治・大正期に発行された資料や、フィルム等も多く所蔵しているため、資料の状態や性質に配慮した最適な保存と取扱方法を検討し、資料の劣化防止と適切な利活用に努めます。

主な取組

- ・ 宮城県に関する資料の網羅的な収集に努め、良好に保管します。
- ・ 資料の散逸や劣化を防ぐため、必要な資料の修復や複製資料の作製（デジタル化）等を行い、適切な長期保存に努めます。
- ・ 作製した複製資料はデジタルアーカイブ「叡智の杜Web」で文献情報とあわせて公開し、データのダウンロードも含めた利活用を促進します。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
当館貴重資料修復件数	80件	224件
郷土関係論文目録登録件数	48,198件	56,000件
デジタルアーカイブ「叡智の杜Web」画像等公開数(再掲)	2,787点	2,985点

構成事業

事業名	事業概要
図書館貴重資料保存修復事業	修復対象資料について、さらなる劣化を防ぎ、後世へ引き継ぐための修復・保存を計画的に行う。
図書館和古書複製作製事業	当館所蔵の和古書原本のうち、劣化の進行している和古書のデジタルデータを作製するとともに、デジタルアーカイブ「叡智の杜Web」に公開し、広く一般への利活用に供する。
図書館資料整備事業(再掲)	「宮城県図書館資料収集方針」に基づき、公平かつ長期的な視点に立ち、必要な資料を幅広く収集する。また、多くの利用に耐え、適切な保存が可能となるよう資料の整備を行う。

10 東日本大震災関連資料の収集・整理と利活用の促進

当館の使命とも言える東日本大震災に関連する資料の収集と整理を行います。また、後世へ伝承するため、広く外部機関と連携し、アーカイブ資料の防災・減災のための活動における利活用の推進及び積極的な情報発信に努めます。

主な取組

- ・ 震災に関する貴重な記録が失われる前に、県全域を対象として震災関連資料を収集することが求められていることから、「東日本大震災文庫¹」のより一層の充実を図り、購入可能な資料にとどまらず、非売品や希少性の高い資料を含めた幅広く網羅的な資料の収集と整理に努めます。
- ・ 震災関連資料を防災・減災に生かすために県内全市町村と連携・協力して構築した「東日本大震災アーカイブ宮城」の管理及び運用を行います。また、連携市町村と設置した「東日本大震災アーカイブ宮城管理運営協議会」等と協力しながら、震災学習等に役立てられるように利活用の促進及び公開コンテンツの充実を図ります。

目標指標

目標指標	現況(令和3年度)	目標(令和9年度)
「東日本大震災文庫」資料収集点数	11,945 点	12,500 点
「東日本大震災アーカイブ宮城」公開コンテンツ数	230,704 件	235,000 件

構成事業

事業名	事業概要
東日本大震災資料の収集	東日本大震災の記録・記憶を後世に伝え、減災・防災対策等に寄与するよう、震災関連資料の収集と整備を行う。
東日本大震災関連資料保存継承・公開事業	「東日本大震災アーカイブ宮城管理運営協議会」により市町村と連携・協力し「東日本大震災アーカイブ宮城」の運営を円滑に行うとともに、利活用や公開コンテンツの充実、啓発活動を推進する。

¹ 東日本大震災文庫:東日本大震災の様々な記録を広く収集・整理し、当館内に設置して、広く県民の利用に供している。

10 策定の経緯

令和3年10月	宮城県図書館振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という)を設置
令和4年 2月	策定委員会 宮城県図書館協議会
8月	策定委員会(骨子案の協議) 宮城県図書館協議会(骨子案の協議)
11月	策定委員会(中間案の協議)
12月	宮城県図書館協議会(中間案の協議) パブリックコメント実施(令和5年1月下旬まで)
令和5年 2月	策定委員会(最終案の協議) 宮城県図書館協議会(最終案の協議)
3月	「第4期宮城県図書館振興基本計画」策定

編集・発行

宮 城 県 図 書 館

〒981-3205 宮城県仙台市泉区紫山一丁目1番地1

電話 022-377-8441(代表)

FAX 022-377-8484

<https://www.library.pref.miyagi.jp/>